

吹田市消防本部

消防用設備等設置指導等に

関する質疑応答集

吹 田 市 消 防 本 部

総 務 予 防 室 予 防 グ ル ー プ

第1編 消防用設備等の設置

第1章 消火設備

- 第1節 消火器
- 第2節 屋内消火栓設備
- 第3節 スプリンクラー設備
- 第4節 水噴霧消火設備等

第2章 警報設備

- 第5節 自動火災報知設備
- 第6節 消防機関へ通報する火災報知設備
- 第7節 非常警報設備

第3章 避難設備

- 第8節 避難器具
- 第9節 誘導灯

第4章 消防用水

- 第10節 消防用水

第5章 消火活動上必要な施設

- 第11節 排煙設備
- 第12節 連結散水設備
- 第13節 連結送水管
- 第14節 非常コンセント設備

第2編 その他

第6章 その他

- 第15節 非常電源
- 第16節 用途判定
- 第17節 設置単位・用途変更
- 第18節 普通階判定
- 第19節 特例適用
- 第20節 特定共同住宅等
- 第21節 事務処理
- 第22節 その他

※ 法令等の改正により回答内容が変更される場合があります。
また、建築物の構造等によって防災上の安全性の向上のため、
別途指導を行うこともあります。

第1編 消防用設備等の設置

第1章 消火設備

第1節 消火器

問1 消火器の設置指導について。

答1 ABC10型粉末消火器を設置指導すること。

問2 消火器をPS等内に設置又は壁に組み込んで設置してもよいか。

答2 「消火器」プレートを設置する場合は可とする。ただし、PS等の扉は、常時開放可能な状態で管理し、使用方法を明示したプレートは必ず設置指導すること。

問3 塔屋にあるEV機械室等、階算定されない部分に消火器の設置は必要か。

答3 上階または下階の直近の消火器から歩行距離20mで包含できる場合に限り、設置不要とする。また、地下ピットについても同様の扱いとする。

問4 バルコニーは、包含の対象に含まれるか。

答4 当該バルコニーが40号省令（2方向避難型）の避難経路の場合は、包含対象とすること。

問5 共用部が1階のみの共同住宅に設置する場合、上階を包含する消火器を1階の共用部に設置しても良いか。

答5 歩行距離20mで包含できる場合は、支障なし。ただし、1階と2階を同じ消火器で包含することは不可。（地上2階建てであれば、1階用と2階用の消火器の合計本数分を共用部に設置すること。）

問6 メゾネットタイプ共同住宅に消火器を設置指導する場合、住戸内のメゾネット部分に消火器が必要か。

答6 共用部分に設置している消火器で歩行距離 20m 包含できていれば、支障なし。メゾネット部分が未包含の場合は、住戸内又はバルコニーに設置指導すること。

問7 厨房部分の付加設置の指導方法について。

答7 一般家庭同等の厨房設備又は器具は、付加設置の必要なし。ただし、同一厨房に家庭用コンロが2ユニット以上ある場合は、付加設置を指示すること。また、電磁誘導加熱式調理器（IHヒーター）や電気コンロ等の電気を熱源とする設備又は器具は、同一厨房内に3ユニット以上ある場合は、付加設置を指導すること。
※一般家庭と同等とは、コンロ1ユニットあたりの入力、14kw以下のもの。（グリル付きは、21kw以下。）

問8 屋上に設置されている電気設備に対する消火器の設置指導について。

答8 ABC10型粉末消火器を1本以上設置指導すること。

第2節 屋内消火栓設備

問1 消火栓の歩行距離（ホースの長さ）での包含は何mとすればよいか。

答1 歩行距離は1号消火栓及び広範囲2号消火栓30m、2号消火栓20mとすること。

なお、スプリンクラー設備の補助散水栓については、2号消火栓を準用すること。

問2 補助高架水槽はFRPでもよいか。

また有効水量は200リットル以上で支障ないか。

答2 規則12条第1項第4号イ(ニ)(2)の規定を準用すること。

後段については、支障なし。

なお複数の消防用設備等を兼用する場合でも同様。

問3 ペントハウス等の消火栓BOXの設置は必要か。

答3 ペントハウス等の部分が直下階の消火栓BOXから有効に注水できかつ、歩行距離30m以下で包含できる場合にあつては設置不要とする。（ピット部分については、上記の「ペントハウス等」を「ピット」、「直下階」を「直上階」として読替えて運用すること。）

問4 受信機等への移報について。

答4 ポンプ運転・ポンプ故障（過電流）・呼水槽減水・消火水槽減水とすること。

（スプリンクラー、泡消火設備も同様とする。）

問5 屋内消火栓設備と他の消火設備の水源を兼用する場合の水量はどのくらい必要か。

答5 屋内消火栓設備の規定水量に当該他の消火設備の規定水量を加算した量以上とすること。

問 6 屋内消火栓設備と連結送水管の配管は兼用することができるか。

答 6 兼用しても可。

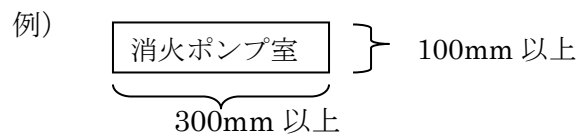
配管については G 3 4 5 4 スケジュール 4 0 以上又は左記と同等以上のもの(下記、逆止弁の一次側についてはこの限りではない)とし連結送水管からの送水圧がポンプに影響を及ぼさないようにポンプ吐出側に 1 6 K 以上の逆止弁を設けること。

問 7 補給水槽側の CV、GV の設置位置について。

答 7 設置位置はどちらでも良い。常時開・閉のバルブ札を設置指導すること。

問 8 ポンプ室にポンプ室プレートの設置指導は必要か。

答 8 縦 1 0 0 mm 以上、横 3 0 0 mm 以上の赤地に白文字のプレートを指導すること。



問 9 屋内消火栓設備の代替として設置するパッケージ型消火設備について、地階、無窓階への設置は認められていないが、地階が規則第 5 条の 3 に規定する開口部に準ずる場合に限り、当該階にパッケージ型消火設備の設置を認めても良いか。

答 9 差し支えない。ただし、消防用設備等特例適用願出書を提出させること。
なお、スプリンクラー設備の代替として設置するパッケージ型自動消火設備についても同様とする。

問 1 0 屋内消火栓等のノズル先端からの放射距離について、平成 2 5 年 3 月 2 7 日付け消防予第 1 2 1 号「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」の通知で、放水距離を考慮した適切な長さのホースを設ける必要があるとされるが、放水距離とは何 m か。

答 1 0 平成 2 5 年 3 月 2 7 日付け消防庁告示第 2 号の射程距離を準用し、1 号消火栓・広範囲型 2 号消火栓は 7 m、2 号消火栓・補助散水栓・屋外消火栓設備は 1 0 m を放水距離として加算する。

問 1 1 駅構内のプラットホームにおける屋内消火栓設備の防護対象について。

答 1 1 原則、建築基準法上の延べ面積が発生している箇所については防護対象とするが、車両の駐車場のプラットホーム部分のうち、長辺方向の1面以上が直接外気に開放されているもので、かつ、売店その他の物品販売店舗、飲食店、駅務室又は待合室（準不燃材料で造られ、かつ、いす等の他に可燃物が存しないものを除く。）その他これらに類するものが存する部分以外の部分で、次のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 壁、柱、はり屋根及び天井が準不燃材料で造られ、かつ、少数のいす等のほかに可燃物が存しないものについては、屋内消火栓設備の防護対象としないことができる。
- (2) (1) 以外のもので、当該プラットホーム部分に設置した屋内消火栓箱内に、その全ての部分に有効に注水することができるホースを設けている場合は、消防法施行令第11条第3項第1号イ、第2号イ(1)又はロ(1)の規定は適用しないことができる。また、ホースの本数については、3本を限度とすること。

問 1 2 補助加圧ポンプの配線について。

答 1 2 単独配線とすること。配線種別は一般配線で可。受信機等への故障移報は行うよう指導すること。(スプリンクラー、泡消火設備も同様とする)

問 1 3 パッケージ型消火設備の表示灯の配線について。

答 1 3 分電盤からの表示灯への配線は、単独配線及び兼用配線ともに耐熱配線以上とすること。

問 1 4 パッケージ型消火設備の包含は水平距離のみで支障ないか。

答 1 4 水平距離及び歩行距離（ホースの長さ）で包含すること。

また、歩行距離に放射距離を加算することができる。

歩行距離は、Ⅰ型25m、Ⅱ型20mとすること。

放射距離は、Ⅰ型及びⅡ型共に10mとすること。

問 1 5 屋内消火栓設備、補助散水栓、屋外消火栓設備、パッケージ型消火設備の放射障害について。

障害物の状況等に応じ、放水距離を考慮しなければならないが、高さ1.2m以下の物品等は放射障害としない。

第3節 スプリンクラー設備

問1 スプリンクラー設備の送水圧力の表示について。

答1 設計送水圧～1.0Mpa とすること。

問2 物入れ等にはスプリンクラーヘッドの設置は必要か。

答2 面積に関係なく原則必要。

ただし、1㎡未満の物入れ等であり、補助散水栓等で包含ができる場合は、設置の省略は可能。

なお、家具等には設置不要。

問3 エアコン等の吹き出し口付近に設けるスプリンクラーヘッドについて。

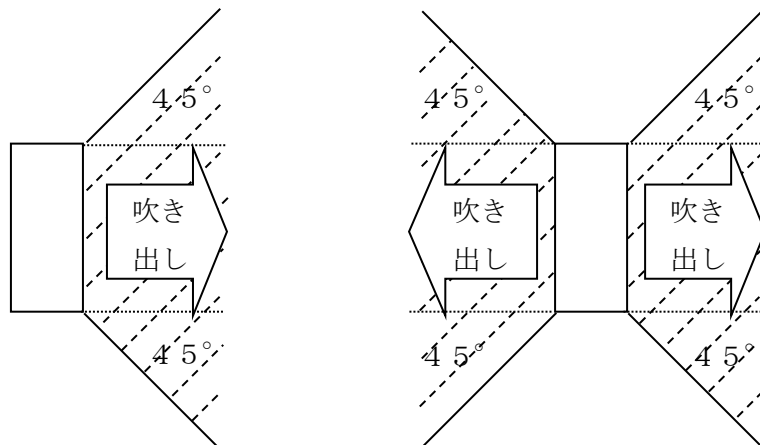
答3 エアコン等の吹き出し口から 1.5m以上離れた位置に設置すること。

ただし吹き出し口を固定又は吹き出し口に遮蔽板を部分的に設け感知の障害とならない場合はこの限りではない。

(着工届に空調設備図を添付するように指導すること。)

また下図の斜線部分以外の場所に設置する場合も支障なし。

(自動火災報知設備の感知器についても準用する。)



問4 メッシュ状のカーテンを設置すれば散水障害になるか。

答4 散水障害となるため、問14と同様の扱いとすること。

ただし、メディカルカーテン等で、性能基準を満たしている場合はこの限りでない。性能試験の図書を着工届出書に添付すること。

問5 規則13条第2項第6号に規定する「直接外気に開放されている廊下その他外部の気流が流通する場所」とは具体的にどのような部分か。

答5 直接外気に開放されている面から5m未満の部分を示す。

(昭和54年11月27日消防予228号準用)

問6 1の流水検知装置により警戒する区域は、床面積3000㎡以下とし、かつ、2以上の階にわたらないこととなっているが、PH等、ヘッドの設置個数が少ない階にあっては直下階又は直上階と同一の警戒区域とすることができないか。

答6 下記の場合は直下階又は直上階と同一の警戒区域としても可。

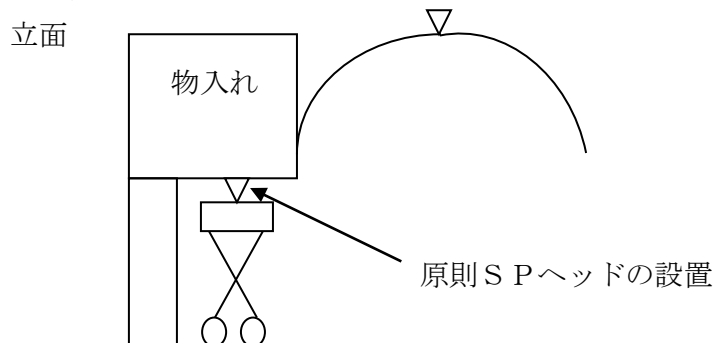
- ・1の階のヘッド設置個数が10個以下であること。
(補助散水栓はヘッド1個とみなす。)
- ・上記の階の自動火災報知設備の警戒区域は単独で設定されていること。
(ただし、非常放送設備が設置されている場合の鳴動方法については同一警戒となる直下階又は直上階の階数に含めても可)

問7 押入れにヘッドを設ける場合の設置位置について。

答7 天袋の有無にかかわらず最上部に設置すること。

問 8 病院内の共用廊下等に設置されているストレッチャー置場内にヘッドの取付けは必要か。

答 8 原則必要。ただし、廊下にあるヘッドで有効に包含できず、且つストレッチャー置場内にヘッドが設けることができない場合は、補助散水栓等で包含すること。



問 9 非常放送設備を設置している場合の鳴動について。

答 9 アラーム弁が作動すれば、出火階直上階で火災確定放送とすること。

問 1 0 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の配管について、壁又は天井の裏側に配管施工する場合、壁及び天井裏の室内に面する部分の内装仕上げが難燃材料以上でない場合、V P は認められないか。

答 1 0 内装仕上げが、F L から難燃以上でない場合は、認められない。
ただし、ロックウール 5 0 m m (2 5 m m で 5 0 m m 同等の認定を取得しているものを含む。) で覆った場合は、V P 配管でも可とする。

問 1 1 予作動式の S P スプリンクラー設備の水源について。
流水検知装置の 2 次側の配管を湿式とした場合、規定水量の 1 . 5 倍とする必要はあるか。

答 1 1 必要なし。

問 1 2 ヘッドの取出し個数について。

答 1 2 下記表中の個数を超えないように指導すること。

《標準型ヘッド》

管口径	80A	65A	50A	40A	32A	25A
ヘッド数	∞	20 個	10 個	5 個	3 個	2 個

《小区画型ヘッド》

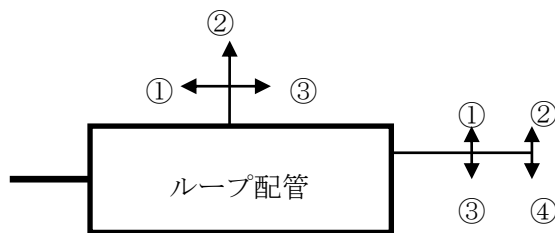
管口径	50A	40A	32A	25A
ヘッド数	∞	8 個	4 個	3 個

(スプリンクラー設備工事基準書準用)

問 1 3 ループ配管からのヘッドの取出し個数は、枝管からのヘッドの取出し個数としてよいか。

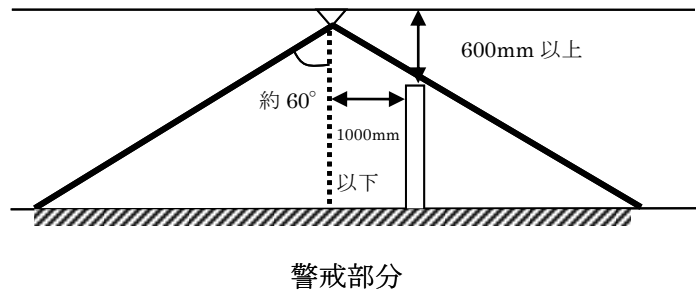
答 1 3 支障なし。

(例)

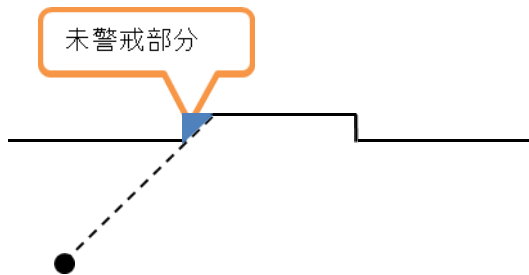


問14 間仕切り壁等部分のヘッドの配置について。

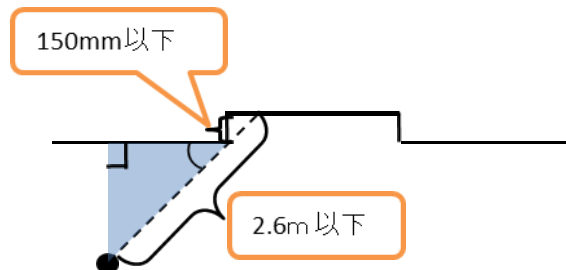
答14 原則として間仕切り等の上部にヘッドを設置すること。ただし、下記図のとおり、上部に600mm以上の空きがあり、ヘッド部から間仕切り壁等までの水平距離が1000mm以下（散水角度60度）であれば、当該間仕切りによる散水障害はないものとする。
(ヘッド部から間仕切り壁等までの水平距離が1000mm以下であれば、ヘッド部から約60度の散水角度となる。)



問15 下図の未警戒部分における取扱いについて。



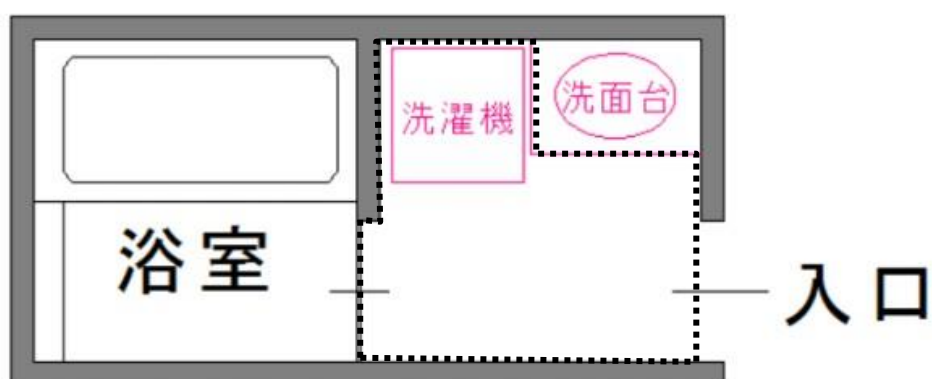
答15 下図のとおり、例えば2.6mヘッドであれば、未警戒部分の奥行きが150mm以下でヘッドが配置されていれば、支障なしとする。



問16 エアコンと自動火災報知設備の連動停止を設けた場合のSPヘッドの取扱いについて。

答16 エアコンと自動火災報知設備の連動停止を設けた場合、SPヘッドのエアコンの吹き出しからの離隔距離は不問とする。

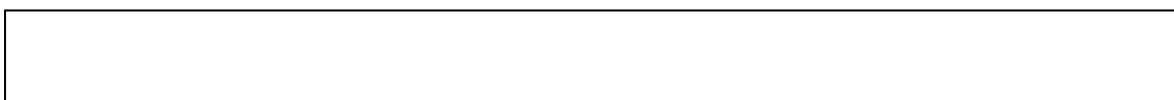
問17 パッケージ型自動消火設備の放出口の設置について。



答17 洗濯機等が設置され、かつ点線部分が2㎡以上の場合は設置が必要。
(水道直結型スプリンクラー設備についても準用する)

問18 フード下の警戒について。

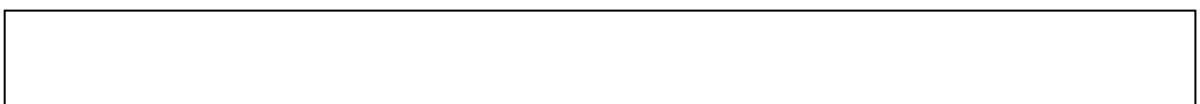
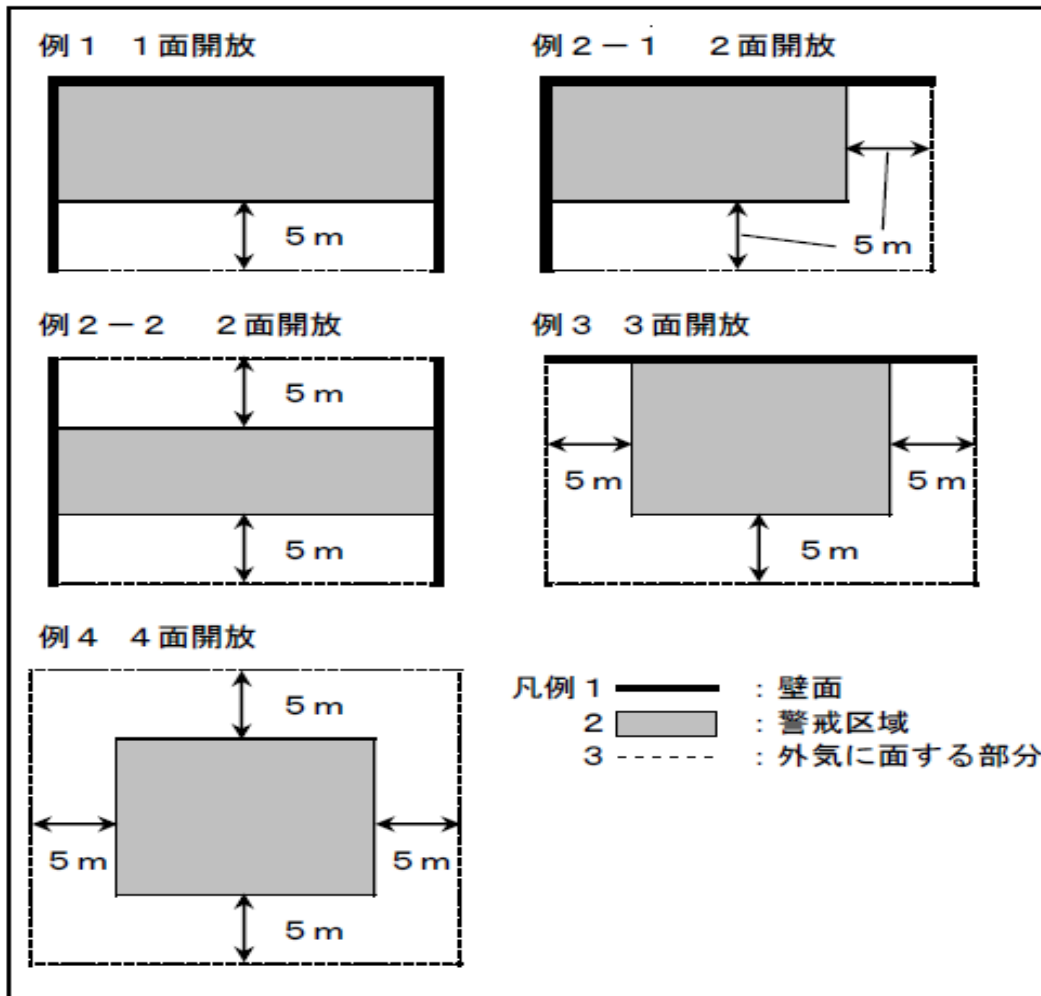
答18 フード下の警戒として、フード等の部分に簡易自動消火装置(ダクト消火)を設置し、自動火災報知設備と連動させる場合(耐熱配線以上)は、感熱開放継手の代替とみなすことができる。ただし、消防用設備等特例適用願出書を提出すること。



問19 外気が流通する箇所に対するSPヘッドの設置について。

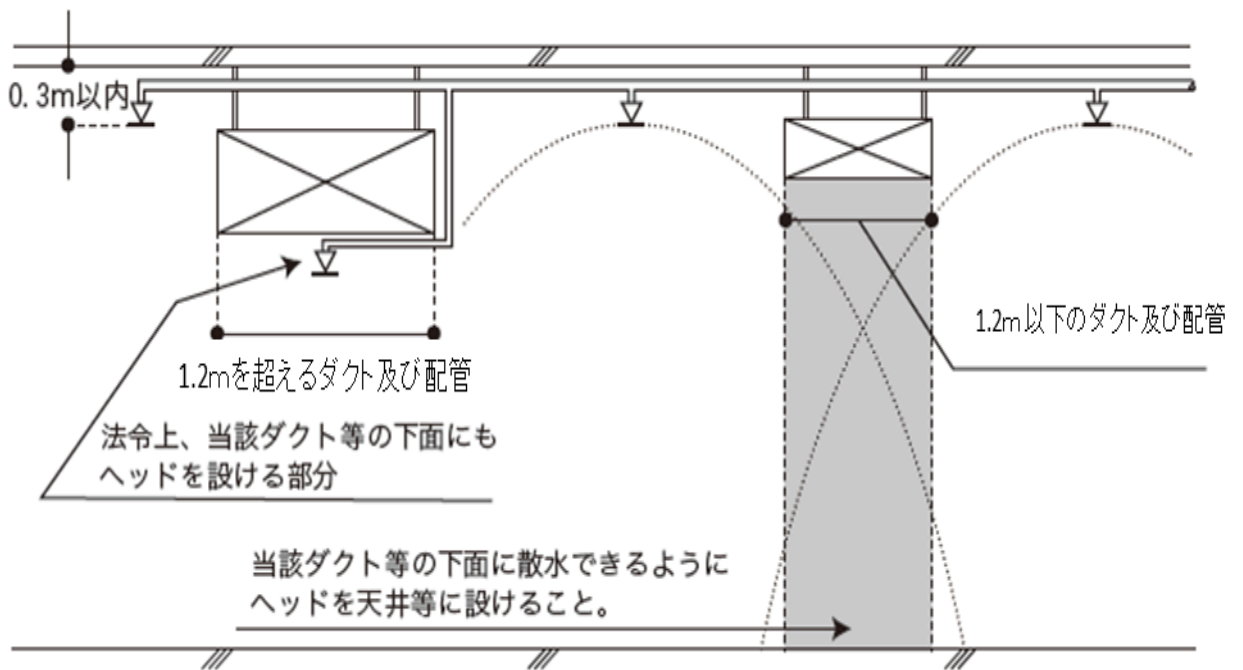
答19 昭和54年11月27日付消防予第228号の通知を準用し、外気に面する5m未満の範囲は、スプリンクラーヘッドは免除可とする。ただし、補助散水栓等で包含すること。

《外部の気流が流通する場所の例》

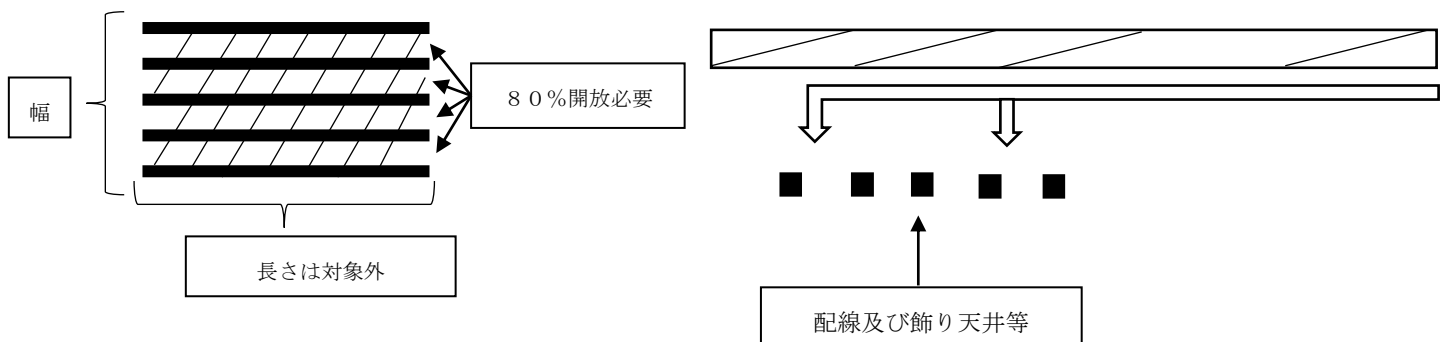


問 20 ダクト、配管、ケーブルラック及び棚等に対するスプリンクラーヘッドの障害について

答 20 ・ダクト及び配管：幅のみ(長さは対象外)で規制し、断面図の長辺部分が1.2mを超えれば散水障害になる。
 ※断面図の長辺部分が1.2m以下の場合、下部にはヘッド不要であるが散水障害とならないようにすること。

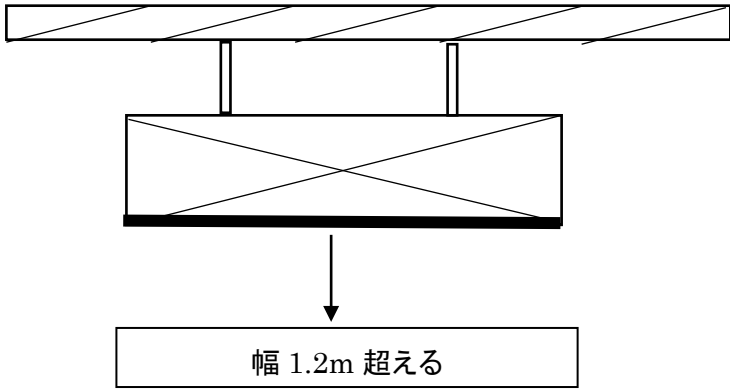


・複数の配管が隣接し、幅が1.2mを超えれば散水障害になる。ただし80%以上の開口率を有す場合は、散水障害にならない。

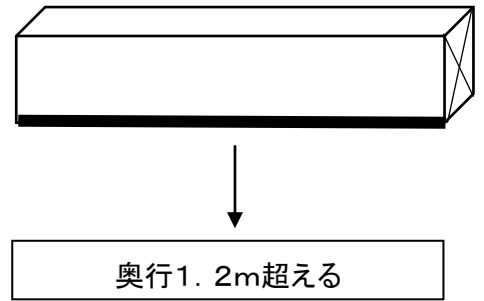


・ケーブルラック及び棚：幅又は奥行が1.2mを超えていれば散水障害になる。

[断面図]



[側面図]



第4節 水噴霧消火設備等

問1 屋内の平面駐車場に移動式の特殊消火設備を設置するにあたり、有効な開放部分の算定について。

答1 開放面と隣接する建築物及び工作物との離隔を500mm以上確保すること。隣接しているものが車両の場合

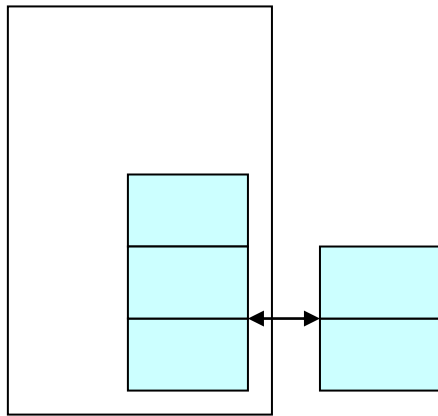
① 500mm以上の離隔があれば、当該開放面については全面を算定。

② 500mm未満の場合は、1800mm以上の部分を算定する。

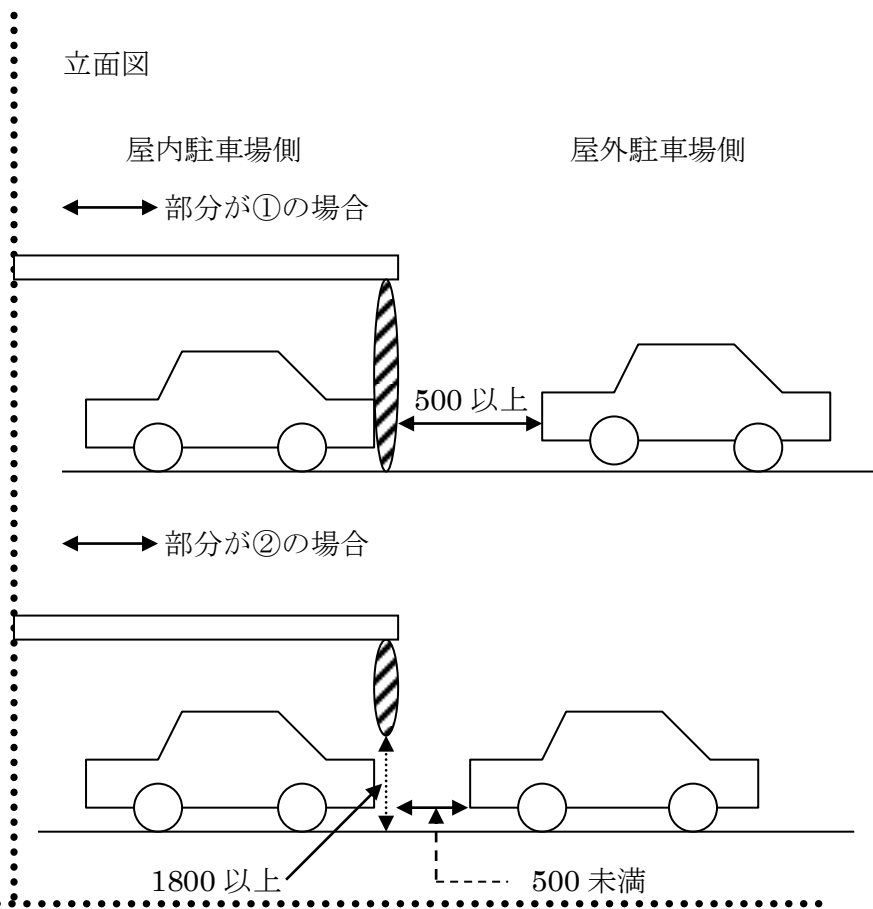
駐車している場所が開放面を跨いでいる場合は、1800mm以上の部分を算定する。

※ 下記図参照  を有効な開口部とする。

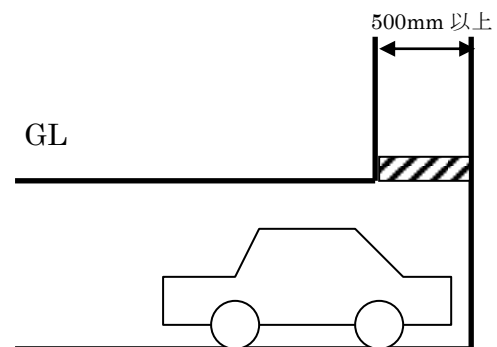
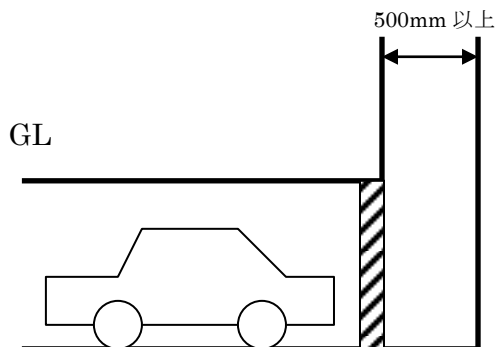
例 平面図



立面図



.....
地階のドライエリアの場合



問2 屋外の機械式駐車場の地下ピット2段式のものに、移動式の特殊消火設備を設置しても良いか。

答2 下記の条件を全て満たした場合のみ可とする。

条件1：2時間耐火の隔壁で区画された地下ピット部分の車両台数が10台未満であること。

条件2：地下ピット部分を縦1列ごとに不燃区画（1.6mm以上の鉄板等）すること。

条件3：地下ピット部分の2段目に消火用配管を設けること。また、消火口に当該配管とホースを接続する金具を設けること。

問3 地階の駐車場に固定式の特殊消火設備を設置する場合、自動起動装置の感知器を差動式スポット型としてよいか。

答3 起動専用の感知器の場合は支障なし。

ただし、自火報とは異なる種別の感知器とすること。

問4 特殊消火設備の排出ファンの換気は、1時間あたり何回必要か。

また、換気回数の計算方法について、次式でよいか。

ファン1時間当りの風量 ÷ 防護区画内の体積 = 回数

(例) $10,000 \text{ m}^3/\text{h} \div 1,500 \text{ m}^3 = 6.7$ 回

答4 前段については、5回/h以上必要。(ポータブルファンは、10回/h以上必要。)後段については、支障なし。

問5 特殊消火設備を移動式にする場合の開口率の計算方法について。

答5 開口部面積 (㎡) ÷ 駐車場面積 (㎡) × 100 (%) とし、
下記の開口率を有する場合は、移動式消火設備として可。

《10%を適用》

常時外気が流通している開口部のうち階高の2分の1以上に存する部分のみを合算

《15%を適用》

常時外気が流通している開口部のすべてを合算

※駐車場面積とは、車室、車路（車室に面する車路に限る）とし、進入路及び
スロープ部分は除く。

なお、移動式消火設備の包含も上記と同様とする。

問6 特殊消火設備の自然排煙を行う場合、当該開口部及びその自然排煙に面する開口部の規制について。

答6 二酸化炭素消火設備を除き下記のとおりとすること。

- (1) 自然排煙する場合、隣地境界線又は隣接建築物から500mm以上の離隔を確保すること。
- (2) 自然排煙に面する開口部は、防火設備とすること。ただし、常時閉鎖式でなくてもよい。

問7 特殊消火設備の排出口を天井付近に設けてもよいか。

答7 ピットを含め最下階の床付近に設けること。

問8 泡消火設備の区画の色分けについて。

答8 手動起動装置、泡ヘッド、一斉開放弁の各色分けをカラーテープ等で行うこと。

問 9 地上部分が3段式以上の機械式駐車場に対する特殊消火設備及び消火足場等の設置方法について。

答 9 (1) 特殊消火設備の設置方法 (平成 5.11.29 消防予第 320 号)

種別は移動式粉末で可とし、G L面を基準に2段以下ごとに水平投影で1.5m包含できるように設置すること。

(例) 地上3段の場合・・・1段目と3段目に設置

地上5段の場合・・・1段目、3段目及び5段目に設置

(2) 消火足場等

地盤面から3段目以上の段に対し、2段以下ごとに有効幅員600mm以上、かつ転落防止措置を講じたものを設けること。(移動式粉末を設置する段に歩廊が必要になる。)

(3) 登はん用はしご等

2以上の経路により到達できるように設置すること。

問 10 機械式駐車場の台数算定について。

- 1 地下ピットがある場合。
- 2 地上部分のみの場合。

答 10 下記のとおりであれば区画ごとの台数として取扱うものとする。

- 1 ピット内については、2時間耐火の隔壁で区画し、水抜き用の開口がある場合は区画を介して双方を1m以上の不燃材(1.6mm以上の鉄板等)で、固定して覆うこと。

地上部分は、構造的に離すこと。(屋外であれば距離は不問)

- 2 構造的に各ユニットを離すこと。(屋外であれば距離は不問)

問 11 特殊消火設備の機械排出用ファンの非常電源の配線について。

答 11 耐火配線とすること。(昭和 50.6.16 消防安第 65 号)

なお、ポータブルファンを使用する場合で、火災の影響がないと認められれば、コンセント(電源)の配線を一般配線としても支障なしとする。

問 1 2 移動式の特殊消火設備の表示灯の電源及び配線について。

答 1 2 専用ブレーカーから、耐熱配線とすること。(非常電源は不要)

問 1 3 二酸化炭素消火設備の防災盤等への移報について。

答 1 3 「CO₂起動」「CO₂放出」「CO₂故障」「CO₂閉止弁閉」「CO₂手動」のみで可とする。(他の特殊消火設備についても準用する。)

問 1 4 駐車パレットが前後に位置する(正面からみた場合。)機械式駐車場に対する特殊消火設備の設置方法について。

答 1 4 後部パレットに対しても有効に消火できるよう設置すること。

なお、水平距離15m以下で包含できていても、有効に消火できないと判断した場合(容易に到達できない等)は、消火用通路等の設置を指導すること。
(消火用通路の幅員は、有効で600mm以上)

問 1 5 「平成4年12月17日消防予第249号」通知(特殊消火設備が必要となる厨房部分にスプリンクラー設備を設置し、かつ、フード等の部分に簡易自動消火装置(ダクト消火装置)を設置した場合、当該特殊消火設備を除外できることとした通達。)に伴う届出方法について。

答 1 5 特殊消火設備の除外願出書に簡易自動消火装置(ダクト消火装置)の設計図書を添付し提出すること。

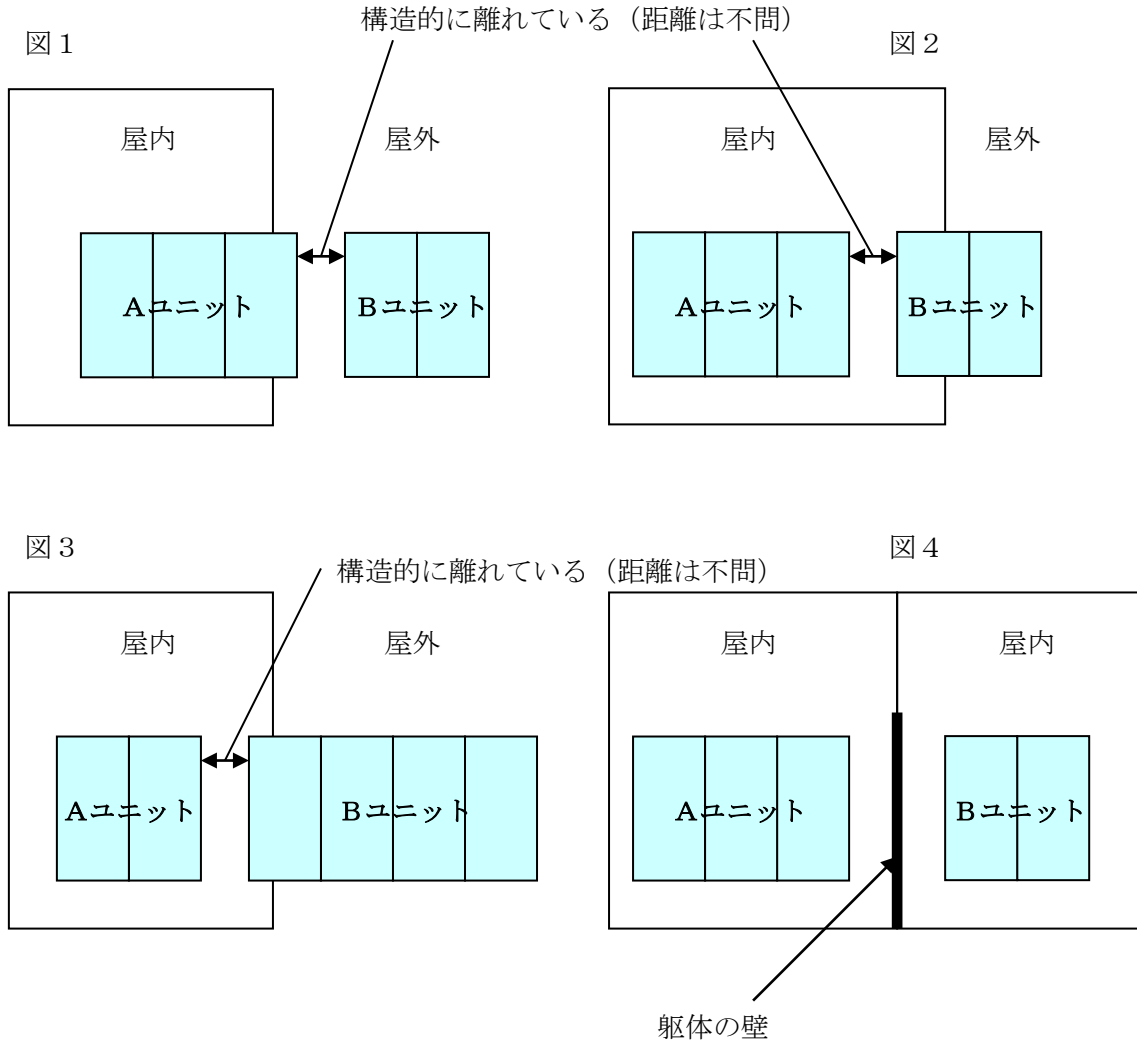
問 1 6 固定式の特殊消火設備を複数の階等に設置する場合の移報について。

答 1 6 区画ごとにアラーム弁を設け、位置を特定できるように受信機に移報を送ること。

問 1 7 屋外の機械式駐車場のピット部分を包含する泡消火設備について、通常は最大の2区画同時放射で算定するが、別ユニットのピットの場合は1区画のみでよいか。

答 1 7 構造的に別ユニットで、それぞれのピットが2時間耐火で区画されており、排水溝が区画を貫通している場合、貫通部からそれぞれ1 m以上の部分を厚さ1.6 mm以上の鉄板で覆えば、最大1区画での算定で可とする。

問18 屋内部分と屋外部分にわたって機械式駐車場を設置する場合の駐車台数の算定について。



答18 図1については、AユニットとBユニットの収容台数の合算必要なし。
 図2及び図3については、AユニットとBユニットの収容台数を合算すること。
 図4については、躯体の壁が2時間耐火以上であり、かつ大なる方のユニットの長さ及び天井まで立上っていれば合算の必要なし。

問 1 9 泡消火設備の泡原液及び水源水量の計算について。

答 1 9 放射区域の隣接する 2 区画で床面積が最大となる部分のヘッド個数の合算で計算すること。

問 2 0 泡ヘッドの取出し個数について

答 2 0 下記表中の個数を超えないように指導すること。

管口径	80A	65A	50A	40A	32A	25A	20A
ヘッド数	∞	25 個	12 個	6 個	4 個	3 個	1 個

問 2 1 放出後の不活性ガスを排出用ダクトを設けた機械換気により排出する際の排出口の位置について

答 2 1 原則として屋上に設置すること。ただし、周囲に人の通行及び滞留がなく、かつ、周囲の建物等に影響がない場合は、2 階以上の高さ（概ね 3 m 以上）に設けてもよい。

第2章 警報設備

第5節 自動火災報知設備

問1 再鳴動機能付の受信機の設定について。

答1 防火対象物の規模により時間を設定すること。

- (1) 総合操作盤の設置を要する防火対象物
→6分
- (2) 地階を除く階数が5以上で、延べ面積が3000㎡を超える防火対象物
→4分
- (3) (1)及び(2)に該当しない防火対象物
→2分

問2 無窓階である特定用途及び15項の防火対象物に存する住宅部分（共同住宅）に設置する感知器について。

答2 規則第23条第4項第1号ニ（チ）を適用し、差動式で可とする。

問3 ペントハウス、自走式駐車場の屋上に発信機、ベル、表示灯は必要か。

答3 ベルのみ設置指導すること。なお、自走式駐車場の屋上の設置位置については、対角に2箇所以上設置すること。（非常警報設備についても準用する。）

問4 冷凍室等に感知器は必要か。

答4 1㎡以上あれば原則必要。

ただし、受信機又は常時人が監視している場所に設置する警報盤等に温度が異常である旨の警報を表示できる場合は、感知器の設置を省略することができる。

問 5 感知区域を構成する間仕切壁やカーテン等の上部に空気の流通する有効な開口部を設けた場合の取扱いについて。

答 5 下記の開口部を設けた場合は、相互の感知区域を1とし、感知器を設けることができる。なお、認定品のカーテンのメッシュ部分は開口部の一部として差し支えない。

(1) 熱感知器（差動式分布型感知器を除く。）

開口部の大きさが短辺0.3m以上、長辺が間仕切壁幅の60パーセント以上。

※間仕切壁等の上部とは取付け面の下方0.4m未満の部分とする。

(2) 煙感知器（光電式分離型感知器を除く。）

・開口部の大きさが0.2m以上×1.8m以上。

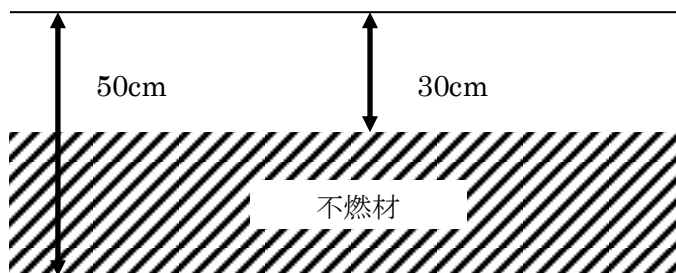
・開口部の大きさが0.2m以上×0.3m以上とし、その開口部から0.3m以内の位置に感知器を設けること。

※間仕切壁等の上部とは取付け面の下方0.6m未満の部分とする。

問 6 PS 等に床がある場合は、当該床にどれくらいの大きさの開口部があれば堅穴区画とみなすことができるか。

答 6 当該床部分の面積の10%以上の開口部があれば堅穴区画とし、最頂部に煙感知器を設置指導すること。堅穴区画としない場合は、感知器の種類は、問わない。

問 7 下図の天井裏に感知器は必要か。



断 面

答 7 天井裏に不燃材が設けられ、隙間が50cm未満であれば不要とする。

問 8 押入れに設ける感知器の種類、位置及び条件について。

答 8 有効面積 1 m²以上あれば天袋の有無にかかわらず最上部に定温特種を設置すること。

問 9 「蓄積型感知器と蓄積式中継器又は蓄積式受信機を接続する場合の留意事項について（通知）」（昭和 63 年 9 月 20 日消防予第 134 号）の運用方法は。

答 9 通知どおり運用し、必要に応じて書類を提出させること。

問 10 クローゼット、物入れ（押入れは除く）、PS 等内に感知器を設けるのに条件はあるか？また、感知器の種類は問うか。

答 10 有効面積 1 m²以上あれば設置は必要であるが、感知器の種類は問わない。（単身者向けクローゼット等も同様とする。）ただし、仏間については、面積に関係なく感知器必要。（感知器の種類は、問わない。）

問 11 配管のみのピット内に感知器は必要か。

答 11 原則、床面積の発生があるピットは感知器が必要。
床面積の発生はないが電気配線等があるピットは、感知器の設置指導をすること。ただし、高さが 500 mm 未満又は、湿度 85 % 以上となる場合は設置不要とする。

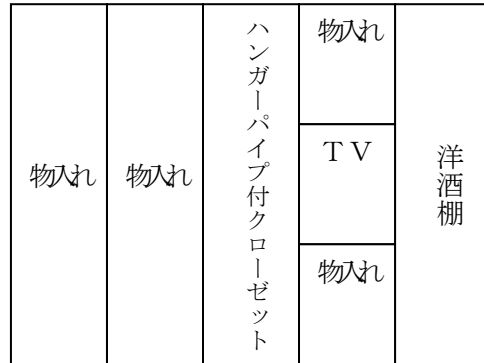
問 14 風除室、脱衣室、洗面場に感知器は必要か。

答 14 洗面場以外は必要である。

問 15 煙感知器が必要になる防火対象物又はその部分の PS に煙感知器は必要か。

答 15 必要であるが、PS 内に給湯器等を設置する場合は、定温式の防水型としても支障なし。

問16 下図の場合は、感知器をどこに設置すればよいか。



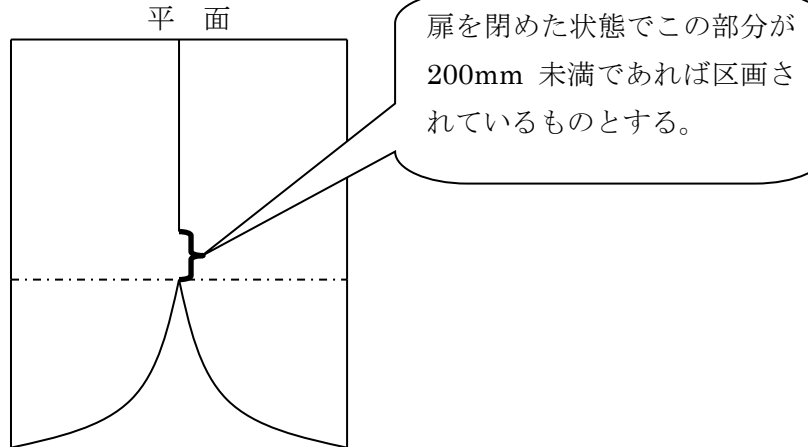
答16 物入れだけの床面積が1㎡以上あれば、物入れ部分のみに感知器が必要である。

(棚の有無に関わらず最上部に感知器を設置すること。) また、各物入れが区画されていれば各区画の面積で可否を判断すること。なお、上部又は前部に200mm以上の隙間があれば、中央付近1か所に感知器を設置すること。(※1参照)

TV台の上部及び下部の物入れは、天袋及び地袋になるため不要とし、洋酒棚についても不要とする。

ただし、家具については不要とする。

※1 区画の判断基準について



問 17 トイレ内に感知器は必要か。

答 17 不特定多数の者が使用する施設^{※1}
(収容人員の把握、管理が可能な施設を除く^{※2})の
トイレで、トイレ内に温水洗浄便座、電気温水器
又は手を乾燥させる器具等が設けられている場合は、
設置指導すること。

※1 特定用途対象物・公共施設
図書館・博物館・美術館 等

※2 小規模な診療所・老人施設
障がい者施設・幼稚園・保育園 等

問 18 非常放送設備と自動火災報知設備を連動する場合の鳴動について。

答 18 発信機を使用した場合は、出火階直上階の火災確定放送とすること。

問 19 屋上や倉庫内に設置された簡易物置に感知器は必要か。

答 19 1㎡以上で、かつ物置内で作業ができる形状であれば必要とする。
なお、物置内で作業できる形状とは、奥行 1m 以上または高さが 1.4m 以上と
する。(放送設備のスピーカーについても準用する。)

※ 上記、感知器を設置する物置内のスプリンクラーヘッドについては「消防用
設備等の指導に関する質疑応答集 スプリンクラー問 2」を準用する。

問 20 モデルルームにあるモデル住戸内の感知器の設置について。

答 20 トイレ、浴室及び廊下も展示物の一部とし、1㎡以上あれば設置すること。
また、感知器の種別については、差動式で可とする。(無窓階を除く)

問 2 1 住戸内の P 型 3 級受信機の主音響を地区音響として警戒できる範囲について。

答 2 1 各住戸ごとに 1 0 m 以内の包含で警戒すること。(住戸内の間仕切りは不問)
また、未警戒部分には、補助音響を設けること。

問 2 2 介護入浴設備等を設置している、浴室に感知器は必要か。

答 2 定温式防水型の感知器を設置すること。

問 2 3 外気が流通する箇所（5 m 以内）に対する感知器の設置について。

答 2 3 平成 3 年 5 月 2 9 日付消防予第 1 1 5 号の通知により、炎感知器の設置が必要。
ただし、上屋その他外部の気流が流通する場所（以下「外気流通場所」という。）
又は天井等の高さが 2 0 m 以上ある場所で、当該場所が用途上可燃物品の存置が
少ない等により、火災の発生が著しく少ない場合又は火災が発生した場合延焼拡
大のおそれが著しく少ない場合は令 3 2 条を適用し、感知器の設置を免除して差
し支えない。

例：(1) 開放廊下、開放階段及びバルコニー
(2) 車寄せの上屋及び建物のひさし等の下部
(3) 荷さばき場、荷物取扱場、トラックヤード等の上屋の下部のうち、
使用時間外等無人時において当該部分に可燃物がない等良好な防火管
理が期待できるもの（この場合、特例適用願出書の提出が必要。）

問 2 4 建築物の底下等（外気の流通あり）に用途（駐車場、室外機置場等）があり、
面積が発生した場合、上記の特例を適用し、感知器の設置免除は可能か。

答 2 4 誤作動の可能性が低い場所に設けられた特種または 1 種の熱感知器（防水型に限
る）が、外気流通場所を有効に感知できるように設けられている場合は、炎感知器
を設置しないことができるものとする。

また、室外機（GHP 除く）置場、自転車または排気量 5 0 c c 未満の単車を止
める駐輪場が、すべて外気流通場所に該当する場合は、感知器を設けないことが
できるものとする。

第6節 消防機関へ通報する火災報知設備

問1 火災通報装置の通報内容について。

答1 ・手動起動時の通報内容は次によること

(例) 「ピーピー ピーピーピー

火事です 火事です

こちらは 吹田市江坂町1丁目21番6号

吹田市消防本部です

コード〇〇〇 コード〇〇〇

確認できしだい 逆信してください」

(例) ・自動火災報知設備連動時の通報内容は次によること

「ピンポーン ピンポーン

自動火災報知設備が作動しました。

こちらは 吹田市江坂町1丁目21番6号

吹田市消防本部です

コード〇〇〇 コード〇〇〇

確認できしだい 逆信してください」

問2 コード番号の読み方について。

答2 下記のとおりとする。

1 二桁の場合

(例) 23 「にじゅうさん」 57 「ごじゅうなな」

2 三桁の場合

(例) 150 「いちごぜろ」 186 「いち はち ろく」

問3 自動火災報知設備との連動について。

答3 消防法施行規則第25条第3項第4号に規定された防火対象物及び遠隔移報システム等による火災通報の取扱い要領により直接通報を認められた防火対象物以外については、連動させないこと。

問4 延べ面積1000㎡以上の自走式駐車場に、
消防機関へ通報する火災報知設備の設置は必要か。

答4 次の(1)及び(2)に該当するものは不要とする。

(1)無人であること。(常駐の警備員等がない)

(2)自走式駐車場の火災代表を、防災センター等において
容易に覚知できるよう措置すること。

(自動火災報知設備の受信機等へ表示させること。

移報の配線はHP以上とすること。)

第7節 非常警報設備

問1 アコーデオンカーテンで間仕切られている場合は、間仕切壁とみなしてスピーカ
ーの設置が必要か。

答1 壁とみなして基準とおり設置すること。
ただし、アコーデオンカーテンが天井まで至らない場合は、区画として取り扱
わないものとする。

問2 吹田市立の小中学校（既存）の非常放送設備の設置方法についてどのように指導
すればよいか。

答2 「平成8年8月26日8教管施第136号」（吹田市教育委員会施設課長による
確約書）のとおり運用すること。

問3 非常放送設備のタイマー設定は何分か。

答3 第5節 自動火災報知設備 問1を確定時間とし、
確定後2分経過してから一斉鳴動とすること。

問4 アトリウム、体育館（学校の体育館含む）、屋内プール等の大空間に
スピーカを設置する方法は。

答4 非常用放送設備委員会がまとめた大空間放送区域におけるスピーカ
ーの設置指針を参照し運用すること。

※ 非常用放送設備マニュアル第3次改訂版（第一法規）第6章 6.1.2
スピーカ
ーの設置方法 3 大空間放送区域におけるスピーカ
ーの設置指針参照

問5 アンプの容量計算については、スピーカ
ーの出力と入力
のどちら
ですか。

答5 原則各々のスピーカ
ーの最大入力
で計算する
こと。出力
切替えを容
易に変更出
来ないよう
に固定でき
れば出力で
計算しても
問題なし。

問6 非常警報設備の設置位置について。

答6 原則避難経路上に設置指導すること。（避難口付近、階段付近等に設けること）
また、相互に行き来できない、テナントがあるフロアに設置する場合は、共用部に設けるか、各テナント内に設けること。

問7 音声点滅誘導灯を設置している場合の非常放送設備の鳴動について

答7 スピーカーからの音声を優先にすること。（スピーカーから音声が出ている間は、音声点滅誘導灯から流れる音声は、停止させておくこと。）

第3章 避難設備

第8節 避難器具

問1 避難ハッチの設置方法について。

答1 ハッチ間及びパーテーションからの距離は、600mm以上とすること。
吊り元は、建物側とすること。(建物を見ながら降りる。)

問2 避難はしごの降下地点の表示について。

答2 路面表示又はプレートによる表示のどちらでもよいが、「吹田市開発事業の手続き等に関する条例」により設置する場合は、警備課の指導に従うこと。

ただし、路面表示は600mm角以上とし、枠内にバツ印又は斜線を入れること。
なお、エントランス前及び芝等で路面表示ができない場合は、他の方法を協議すること(鋳うち・インターロッキング・タイルの色換え)

問3 避難器具の設置場所について。

答3 階段から最遠の場所に設置するよう指導すること。

問4 共同住宅のバルコニーに避難ハッチを設ける場合、同一バルコニーに設置しなければならないか。

答4 お見込みのとおり。隔壁を破壊する必要がある場合は、同一バルコニーとは見なさない。

問5 特定一階段に該当する場合の各階の避難器具について。

答5 避難器具が設置必要な階については、すべて消防法施行規則第27条第1項第一号に基づくよう設置すること。

第9節 誘導灯

問1 音声点滅誘導灯の設置位置等について。

答1 誘導灯の設置位置のみを協議すること。音声点滅の要否及び音声点滅の設置位置については、吹田市役所の建築部局と協議するよう指導すること。

また、受信機と信号装置が同室に設置されていない場合は、警戒区域図等に、信号装置の設置位置を図示すること。

問2 誘導灯信号装置と自動火災報知設備の受信機との接続の配線について。

答2 耐熱以上とすること。(同室に設置する場合は、不要とする。)

問3 誘導音声及び点滅を停止させる感知器が作動した場合の停止方法は。

- 1 屋内階段が1本の場合
- 2 屋内階段が複数の場合

答3 それぞれ下記のとおり。

- 1 停止の必要なし。(1の屋内階段の他に避難口が無い場合)
- 2 停止用感知器が作動した階段は、下階も含めてすべての音声誘導及び点滅を停止させること。

問4 音声点滅誘導灯の作動について

答4 原則、全ての音声点滅誘導灯は一斉に作動させること。

ただし、非常放送設備が設置している場合は、出火階直上階で作動しても支障なし。

問5 自走式駐車場(単独棟)の誘導灯または誘導標識の設置について

答5 原則、地階または無窓階であれば誘導灯の設置は必要。

ただし、規則第5条の3に規定する開口部(準ずるものを含む)を有する自走式駐車場、特殊消火設備を移動式にする場合の開口率(10%または15%)を有する自走式駐車場、または、建設大臣の認定を受けた自走式駐車場(準ずるものを含む)である場合は、誘導灯または誘導標識の設置を省略することができる。

除外願を提出させること。

第4章 消防用水

第10節 消防用水

問1 消防用水のうち防火水槽の規定について。

答1 吹田市開発事業の手続等に関する条例施行基準第10条(3)アの規定のとおりとすること。

問2 消防用水(水槽に限る)の標識、水量、蓋及びその他の基準について。

答2 40t以上の場合。

吹田市開発事業の手続等に関する条例施行基準第10条(3)アの規定に準ずること。

40t未満の場合。

標識は「消防用水」とし、水量を記載すること。ただし、蓋は防火水槽と同一のもので可とする。その他の基準については、吹田市開発事業の手続等に関する条例施行基準第10条(3)アの規定に適合させること。

問3 消防用水と防火水槽を兼用する場合の水量及び包含について。

答3 水量について兼用は可能。(水量を合算しなくてもよい。)
包含については100m包含とすること。(120m包含は不可。)

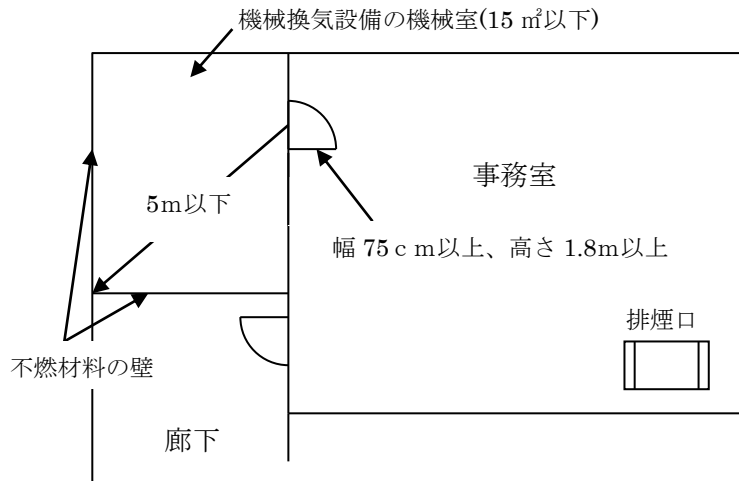
第5章 消火活動上必要な施設

第11節 排煙設備

問1 下記の項目について、令32条の規定を適用し設置を要さなくてよいか。

- 1 主要構造部を耐火構造とした防火対象物のうち、耐火構造の壁及び床で区画され、かつ、開口部に特定防火設備である防火戸(規則第12条の2第1項第1号ハに適合するものに限る)を設けた部分で次に掲げるもの。
 - (1)機械換気設備の機械室、ポンプ室、冷凍機械室、エレベーター機械室、不燃性ガスのボンベ室又はガスバーナー室等で、床面積が100㎡以下のもの。
 - (2)倉庫又は階段室の前室で、床面積50㎡(スプリンクラー設備が令12条の規定に従い、または当該規定の例により設置されているものにあつては100㎡)以下のもの。
 - (3)非常用エレベーターの乗降ロビー以外のエレベーターホールで床面積が50㎡以下のもの。
 - (4)非常電源を付置した換気設備の設けられている変電室、発電室又は蓄電池室。
 - (5)階段室又はエスカレーター室。
- 2 主要構造部を耐火構造とした防火対象物のうち、耐火構造の壁、床及び扉で区画され、かつ、開口部に特定防火設備である防火戸若しくはこれと同等以上のものを設けた冷蔵室、冷凍室又は金庫室等。
- 3 不燃材料の壁、柱、床、天井(天井のない場合は屋根)及び扉で区画された床面積50㎡以下の冷蔵室又は冷凍庫で次に適合するもの。
 - (1)収容物は、不燃性の物品又は生鮮食料品等出火の恐れが少ないものであること。
 - (2)冷蔵室又は冷凍室の温度に異常が生じたときに、防災センター等に当該異常を表示し、かつ、警報を発する装置が設けてあること。
 - (3)(2)による移報の配線は耐熱配線とすること。
- 4 床面積が15㎡以下である機械換気設備の機械室、変電設備室、分電盤室又は電話交換機盤室その他これらに類する室で、次に適合するもの。
 - (1)当該室は、排煙設備が設けられている室(床面積が当該室の床面積より大きい室に限る)に隣接していること。

- (2)隣接する排煙設備が設けられている室との間には、幅75cm以上、高さ1.8m以上の出入り口が設けられていること。
- (3)隣接する排煙設備が設けられている室以外の部分は、不燃材料の壁及び床で区画されていること。
- (4)室内のいずれの部分からも(2)の出入り口までの水平距離が5m以下であること。



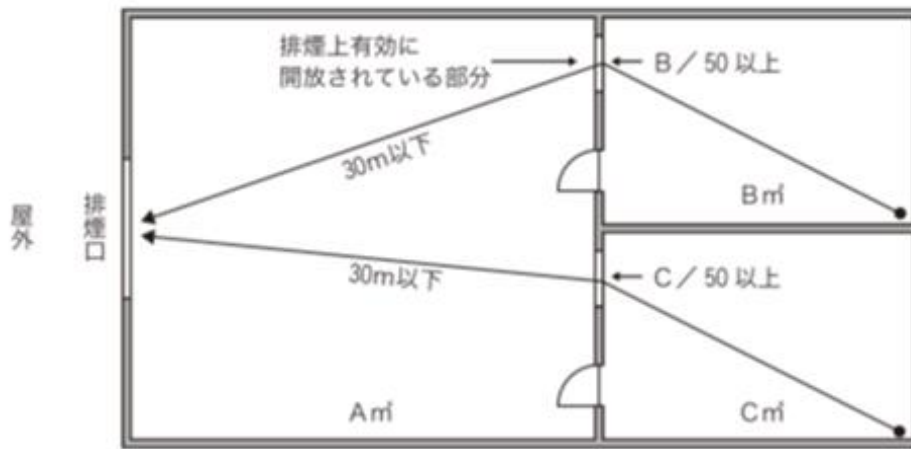
5 浴室、シャワー室、洗面、便所、風除室、エレベーターの昇降機、リネンシュートまたは、パイプシャフトその他これらに類する部分。

答1 令32条を適用し設置を要さなくてさしつかえない。また、消防用設備等特例適用願出書を提出させること。

問2 個々に間仕切られた室を同一区画とみなすことができる場合について。

間仕切壁の上部が、次に掲げる条件に該当する排煙上有効に開放されている場合の2室については、原則として、同一の防煙区画とみなすことができる。

- ア 間仕切壁の上部（防煙壁の下端より上部であって、床面からの高さが天井の2分の1以上の部分に限る。）の部分が常時開放されていること。
- イ 当該開放部分の面積が、それぞれ排煙を負担する床面積の50分1以上であること。



防煙区画： $A + B + C \leq 500 \text{ m}^2$ 以下

排煙口： $(A + B + C) / 50$ 以上

※令第28条第1項第1号に掲げる防火対象物にあつては、防煙区画は 300 m^2 以下ただし、特例適用願出書を提出させること。

第12節 連結散水設備

問1 規則第5条の2に定める規定する普通階と同等として取り扱うことのできる、地階に連結散水設備は必要か。

答1 不要とする。
ただし、消防用設備等特例適用願出書を提出させること。

問2 送水圧力の表示について。

答2 検査時に最遠ヘッドで放水し、ヘッドの放水圧が1.0Mpaになったときのポンプ圧力の値をAとし、送水圧力表示については、設計送水圧力からAとすること。

問3 閉鎖型スプリンクラーヘッドを使用した場合、選択弁は必要か？

答3 不要とする。
なお、一警戒区域につきヘッド20個までとする。

問4 開放型ヘッドの場合、送水区域は自火報の警戒区域と合わせる必要があるか？

答4 出火場所を特定するために、同一とすること。

問5 逆止弁の要否について。

答5 ヘッドの設置位置が、送水口の位置と同じレベル又は上方になる場合は、逆止弁を設置すること。

問6 送水口、選択弁、送水区域図の色分けについて。

答6 それぞれ区域ごとに色分けをする

第13節 連結送水管

問1 連結送水管のループ方式について。

答1 必ず、ループ方式で指導すること。新築の場合、連結送水管のループ方式及び湿式を必ず指導すること(既存は除く)

問2 止水弁（ゲートバルブ）及び逆止弁（チャッキバルブ）の設置位置について。

答2 両方設ける場合は、送水口側から順番に逆止弁、止水弁とすること。また、ドレン管は必ず設けること。ただし、容易に点検できる場合は止水弁を省略してもよいが、配管がループ式の場合は省略することは不可。（メンテ時に他の送水口を使用するため）

問3 送水口の圧力表示は必要か。

答3 下図のプレートを設置指導すること。

送水圧力	〇〇	Mpa
○ F	0.6	Mpa

* 赤地に白文字

* 大きさはおおむね

W 300 mm×H 100 mm以上

* 材質はアクリル板で可

問4 スケジュール管の使用について。

答4 水損防止の観点からクアドラフオグノズル等を使用するため、設計送水圧力が1.0 Mpa 以下となる防火対象物についてもスケジュール管を指導すること。（消防法では、設計送水圧力1.0 Mpa 超で sch40 が必要。）

問5 1 1階以上の放水用器具格納箱の設置方法について。

答5 1 2階以上の建築物については、1 1階以上の各階に40mmホース×2本・クアドラフォグノズル×1本・媒介金具（65mm 差込メス×40mm 差込オス）1個を格納した箱を設置するよう指導すること。また、各格納箱の扉にその旨を表示すること。

（消防法ではホース×4本・筒先×2本が必要。）

ただし、1 1階建ての場合は、1 1階に40mmホース×4本・クアドラフォグノズル×2本・媒介金具（65mm 差込メス×40mm 差込オス）2個を格納した箱の設置が必要である。

問6 スタンド型送水口を植栽内に設置する場合について。

答6 送水口を容易に視認できるように土間打ちすること。

問7 送水口を地階（避難階）に設置する場合の放水口の設置位置について。

答7 実態に応じ、送水口の設置階から3層目以上に設置指導すること。

ただし、送水口の位置が2階以上の階（避難階）の場合は、基準とおり3階から設置すること。

問8 放水口の設置位置について。

答8 原則階段付近に歩行距離5m以内に設置すること。5mを超える場合や容易に視認できない場合は、階段付近に放水口の設置位置を明示すること。

問9 連結送水管の設計送水圧力について、上限はあるか。

答9 現在、本市の消防ポンプ車はA-2級以上を導入しており、その性能は1.4Mpa以上であることから、設計送水圧力は1.4Mpa以下となるように指導すること。

第14節 非常コンセント設備

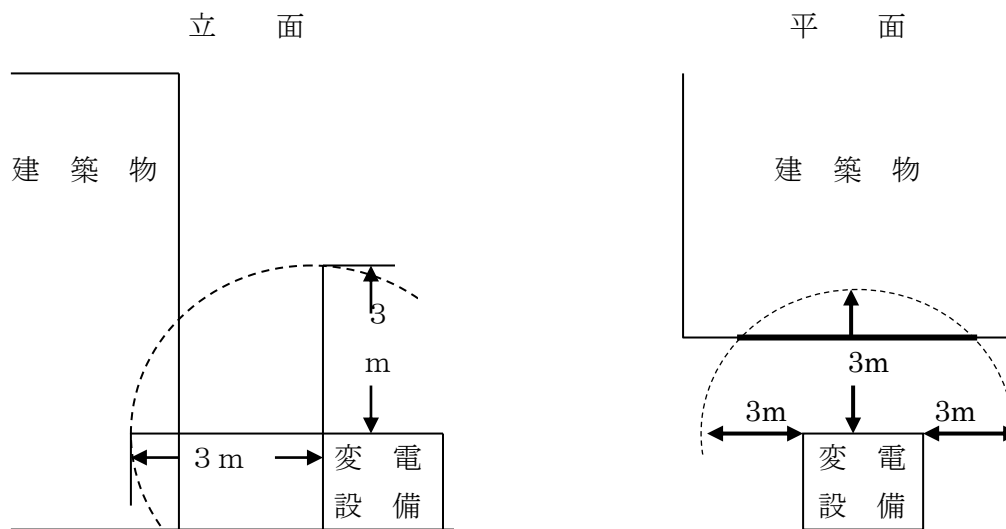
未制定

第2編 その他

第6章 その他

第15節 非常電源

問1 規則第12条第1項第4号イ(二)(2)の「3m未満の範囲とは、下図の黒い部分とみなしてよいか。



答1 支障なし。

問2 非常電源専用受電設備の設置位置について。

答2

		変圧器	告示適合 キュービクル	一般 キュービクル	一般配電盤
専用不燃区画		○	○	○	○
不燃材で区画された 変電設備室等		注1	○	注1	注1
建築物 の 屋 上	主要構造部 を 耐火構造	注2	○	注2	注2
	上記以外	×	○	×	×
屋外		注2	○	注2	注2

○は設置可 ×は設置不可

注意書きは、下記条件に適合している場合は設置可。

※注1

耐火構造の床又は壁で区画され、開口部には特定防火設備若しくは防火設備が設けられており、他の電気設備からの延焼危険が小さいと認められる場合。

※注2

- ①隣接する建築物若しくは工作物から3m以上の距離を有する場合。
 ②当該受電設備から3m未満の範囲の隣接する建築物等の部分が不燃材で造られ、かつ、当該建築物の開口部に防火戸その他の防火設備が設けられている場合。
 上記①②の、いずれかに適合する場合。

問3 非常電源受電設備の設置が必要な防火対象物に、配電盤等で1種又は2種耐熱盤、キュービクル式で告示適合品と同等品を設置することは可能か。

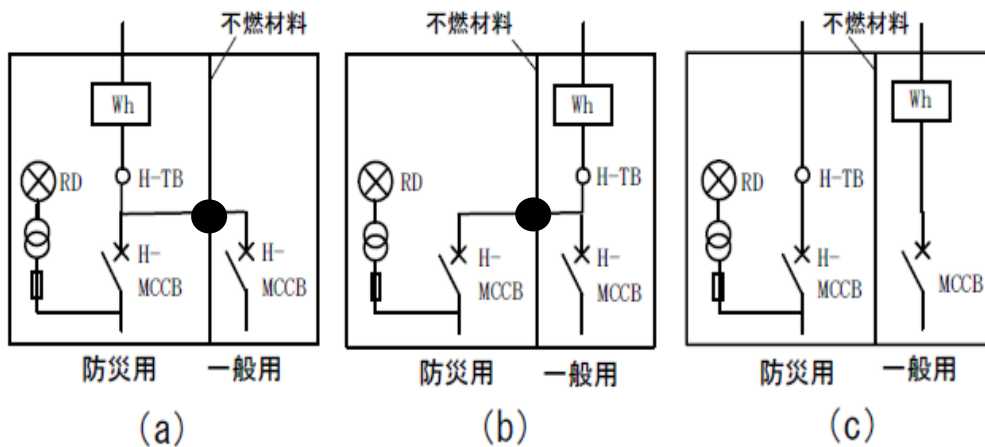
答3 特例願を提出させ、同等品と証明できる書類が添付されていれば、設置可能とする。(認定品と性能の比較ができる書類を添付すること)

問4 非常電源専用受電設備の非常電源回路に電力量計を設けることは可能か。

答4 電力量計は耐熱機器(認定品)がないため、火災の影響を受けるおそれのない場所(問2※注2を除く)に設けること。ただし、特例願を提出し、下記のとおり措置された収納箱に電力量計を収納する等、耐熱保護を講じる場合はこの限りでない。


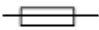

- ア 板厚 1.6mm 以上の鋼板製のものとすること。
- イ 非常電源回路内に設ける電力量計と他の電力量計との間を板厚 1.6mm 以上の隔壁(セパレーター)で区画すること。隔壁を貫通する場合は、耐火パテ等不燃材料で処理すること。
- ウ 前面にガラスを設ける場合は網入りガラスとすること。

下図の(a)及び(b)は特例願の提出が必要。(c)は認定品となるため特例願の提出は不要。



凡例

Wh 電力量計
MCCB 配線用遮断器
TB 端子台
RD 赤色屋外灯

 電流源
 ヒューズ
 耐火パテ等

第16節 用途判定

問1 用途の判定について

- 1 コミュニティセンター
- 2 無認可の保育所（事業所内の託児所、家庭保育等）
- 3 レンタルショップ
- 4 クリーニング店
- 5 コインランドリー
- 6 小学校の留守家庭児童育成室
- 7 岩盤浴・陶板浴（美容のための施設に該当するもの）
- 8 自動車を展示する部分
- 9 美容整形外科クリニック
- 10 障がい者就労支援施設（飲食店・物販店舗）
※障がい者自立支援制度の指定施設
- 11 調剤薬局（処方箋薬局）

答1 下記のとおりとする。

- 1 1項ロ
- 2 6項ハ
- 3 15項（物品販売を伴うものは4項とする。）
- 4 15項（取次店）・12項イ（クリーニング作業を行うもの）
- 5 15項
- 6 15項
- 7 9項ロ
- 8 15項（昭和62年10月23日以降は15項規制）
- 9 6項イ
- 10 6項ハ（平成24年度第1回予防部会）
- 11 15項（薬剤師が常駐し、処方箋等に基づいて調剤を行い、
販売することを主たる業務とする薬局）

※物品販売を伴うものとは、客が自ら商品を手に取り購入できる形態のものとする。

問2 会員制のテニス場、プール及びフィットネスクラブ等は何項か。また、当該用途に從属する小規模な店舗、飲食店及び事務所部分は何項か。

答2 前段、後段とも15項とする。

なお、非会員制のものは2項ロとする。

問3 会員制の判断基準は。

答3 年会費等が必要であり、施設使用に際し、予約等の制限があるものとする。

問4 自転車及び排気量50cc未満の単車を止める駐輪場は、何項か。

答4 15項とする。

ただし、50cc以上の単車を止める場合は、13項イとして規制すること。

問5 下図のように、倉庫部分と事務所部分がおおむね半々の場合、何項で規制すればよいか。

3F	事務所	
2F	事務所	倉庫
1F	倉庫	

答5 16項ロとする。

なお、倉庫に従属する小規模な事務所については、「令別表第一に掲げる防火対象物の取り扱いについて」（昭和50年4月15日消防予第41号・消防安第41号通知）により判断すること。

問6 令別表第一2項ニの判定について、個室の判断基準は。

答6 原則として、壁、扉等により4面が囲われた空間とする。

なお、壁等の間仕切りが天井まで達していない場合については、通常の使用状態（故意に覗き込む等しない）での独立性、閉鎖性を考慮し個別判断とする。

第17節 設置単位・用途変更

問1 床面積の算定方法は建築基準法に基づくのか。

答1 屋上部分、駅舎、機械式駐車場及び機械式駐輪場を除きそのとおり。また、機械式駐車場及び機械式駐輪場の床面積は床そのものの面積(水平投影面積)とする。

問2 メッシュ状の床が2層ある駐車場(工作物に該当)層を階として規制してよいか。

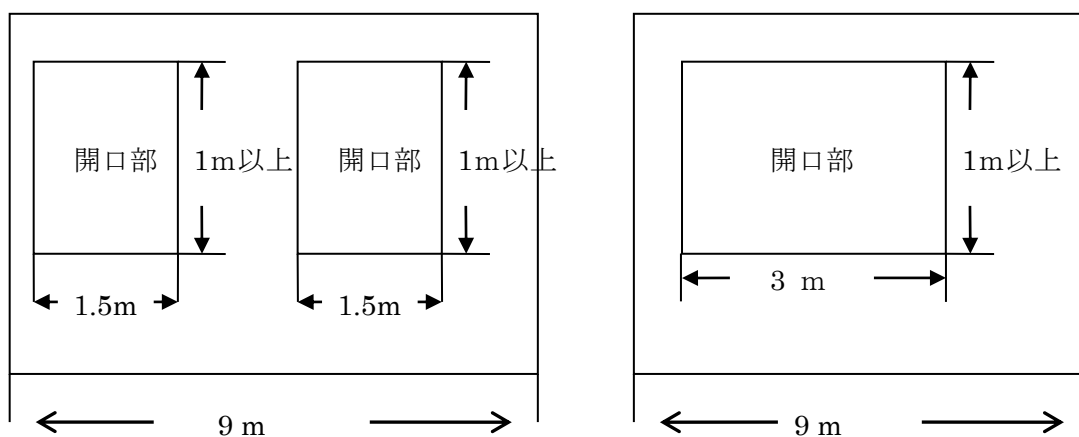
答2 支障なし。(1階、2階及び屋上として設備規制する。)

問3 機械式駐車場の床面積の取扱いについて。

答3 確認申請時の機械式駐車場部分の床面積は、 15 m^2 ×台数分の面積で算定されているため、同意時には 15 m^2 ×台数分の面積を除き当該機械式駐車場部分の水平投影面積を当該面積とすること。

なお、機械式駐輪場の 1.2 m^2 ×台数分も同様とする。

問4 「消防用設備等の設置単位について」(昭和50年3月5日消防安第26号通知)第2、1、(3)、ウ、(イ)、C、aの運用について下図のとおりでよいか。また、自然開口部は基準に適合していれば2か所以上設けてもよいか。



答4 支障なし

問5 渡り廊下の相互距離を下図のA部分として運用してよいか。

図1

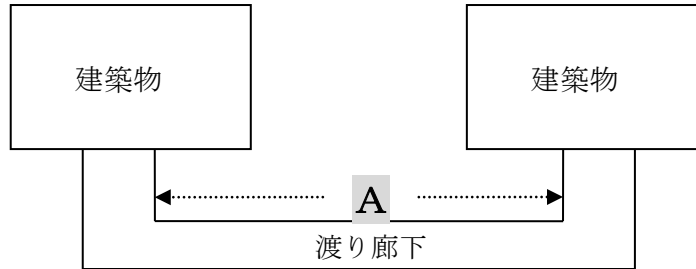


図2

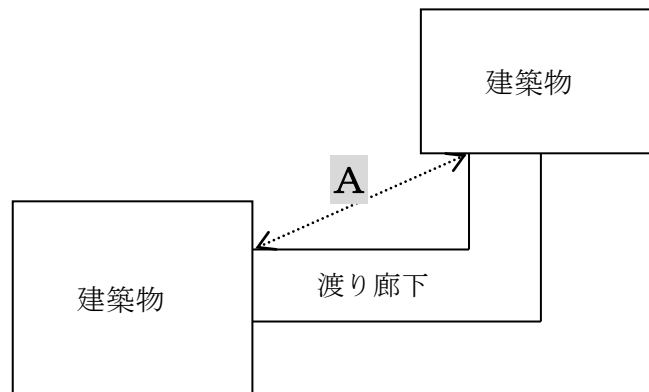
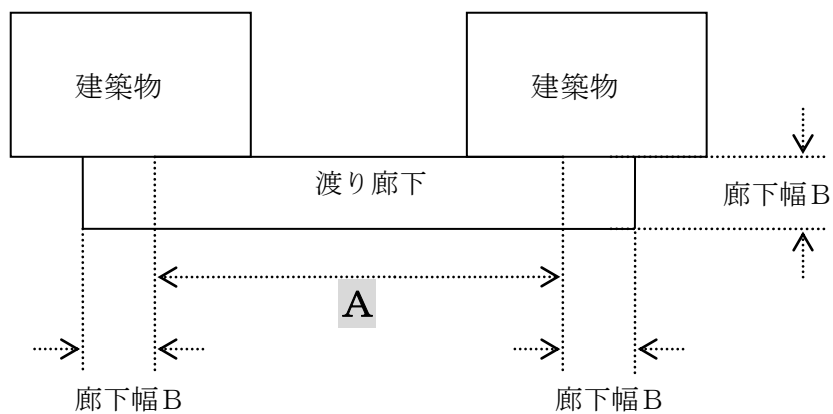


図3



答5 図1、図2は支障なし。

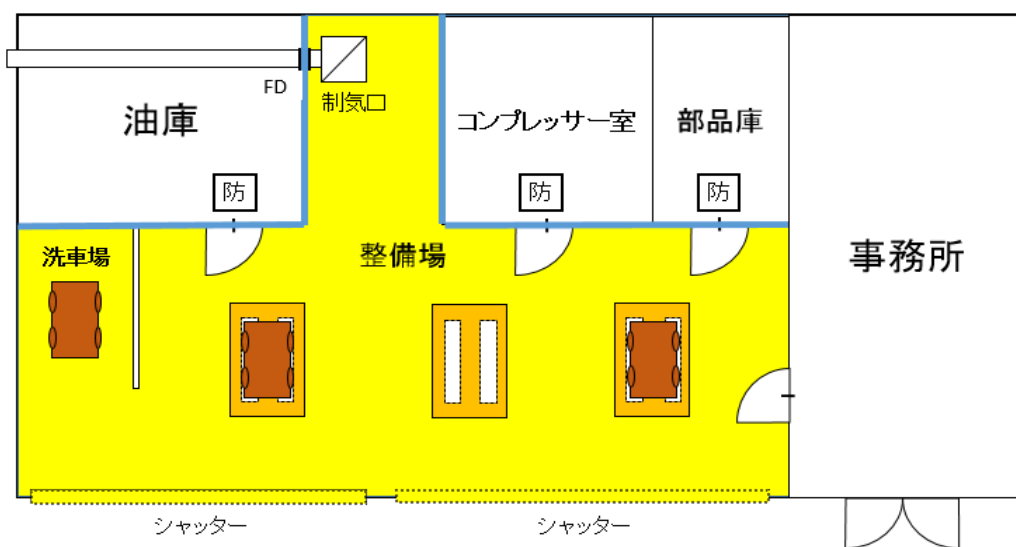
図3は建築物の外壁の構造及び開口部の設置状況等により、個別判断とする。

問6 自動車の修理又は整備の用に供される部分の床面積の算定について。

答6 自動車の修理又は整備の用に供される部分の床面積の床面積は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に規定する道路運送車両（原動機付自転車及び軽車両を除く。）の整備又は修理を行なう作業室（車検場、検査場等を除く。）及びこれに接続する油庫、部品庫、工具室並びに整備又は修理のための機械が設けられている室及び車路（車両進入用の傾斜路、カーリフト等を除く。）の床面積の合計とする。

ただし、次により防火上有効に区画された場合、修理又は整備の用に供される部分から除くことができる。

- (1) 準耐火構造の床又は壁で区画され、床、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料で仕上げることを。
- (2) 屋内に面する窓及び出入口の戸は、常時閉鎖式の防火戸とすること。
- (3) 屋内に面する換気口（ガラリ等）は、防火設備（火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖するものに限る。）が設けられていること。
- (4) 給水管、配電管その他の管が、不燃区画の壁又は床を貫通する場合には当該管と不燃区画とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めること。
- (5) 換気、暖房又は冷房の設備の風道が、不燃区画の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火ダンパーを設けること。



防 : 常時閉鎖式の防火戸 **——** : 準耐火構造の壁

■ : 自動車の修理のように供される部分

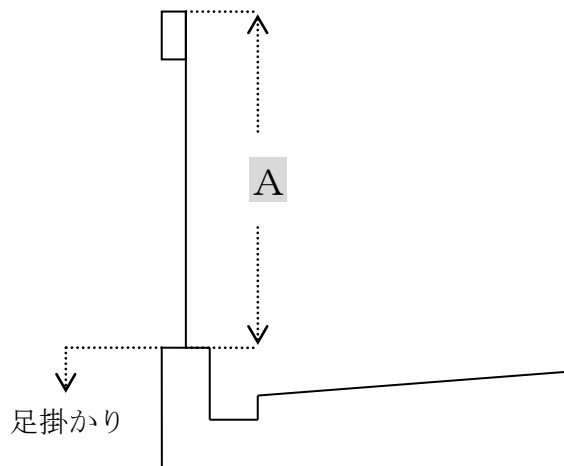
第18節 普通階判定

問1 シャッターの取扱いについて。

- 答1
- 1 スラット厚1.5mm未満のもの・・・有効とする。
 - 2 パイプシャッター・・・有効としない。

問2 規則第5条の2第2項第1号の高さの測定位置はA部分でよいか。

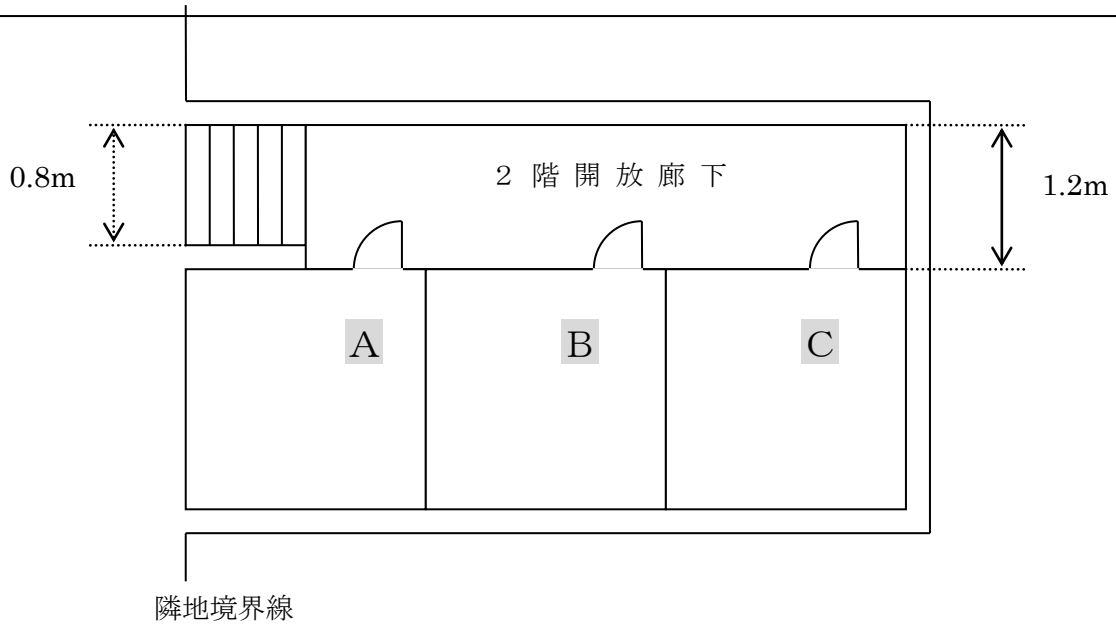
- 答2 足掛かり容易に足をかけられる場合は、支障なし。
なお、踏み台に関しては「昭和50年6月16日消防安第65号」を参考にとすること。



問3 開口部に面する1m以上の空地等の取扱いについて。

- 答3 開口部の前面1m以内の範囲内に、駐車場及び固定装置付きの駐輪場がある場合並びに中木及び高木がある場合、これらに面する開口部は有効としない。

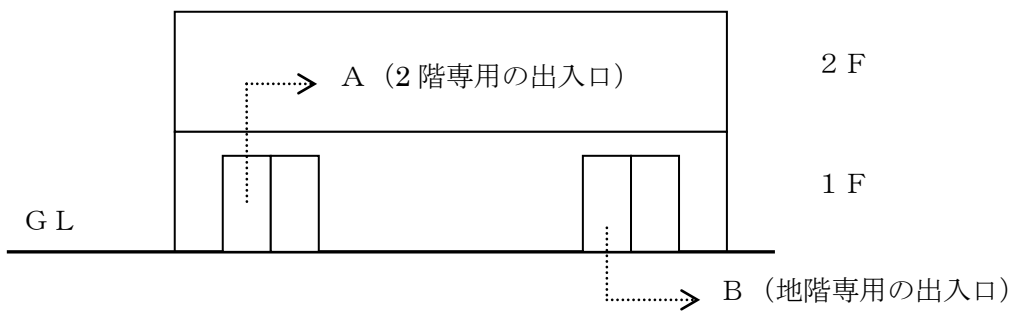
問4 下図の開口部（A～C）は有効とみなせるか。



答4 有効とみなさない。

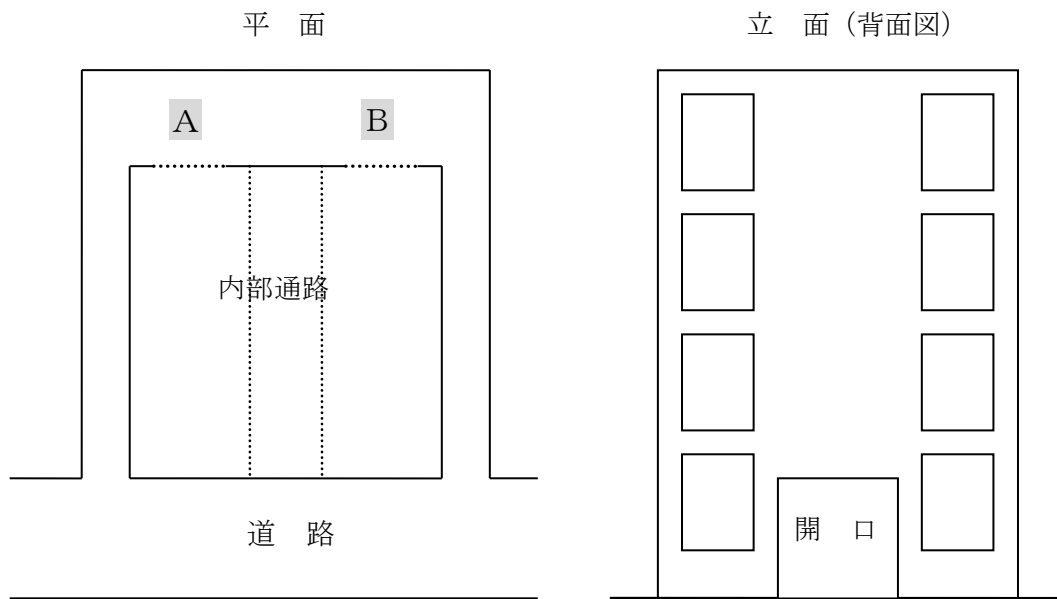
ただし、階段の有効幅員が1 m以上あれば有効であるが、できるかぎり廊下側以外の開口部をとるようにすること。

問5 下図の開口部（A・B）は有効とみなせるか。



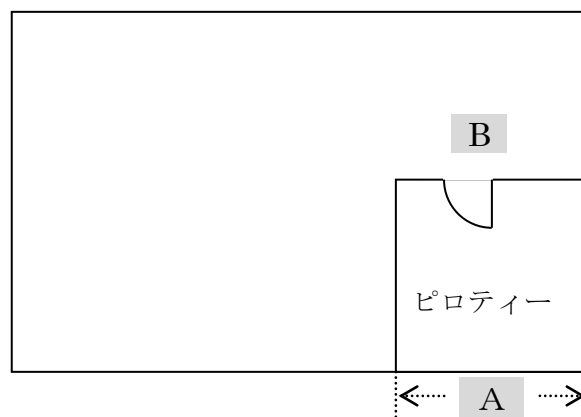
答5 A・Bとも有効としない。

問6 下図の開口部（A・B）は有効とみなせるか。



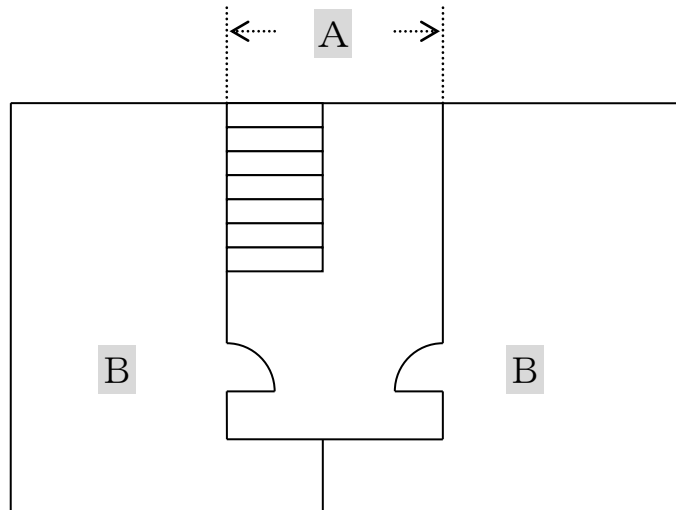
答6 内部通路に面する壁（…………部分）が、開口部なしの耐火構造で、かつ、煙が滞留しないものであれば有効とする。

問7 下図の場合、A・Bのどちらを有効開口部とすればよいか。



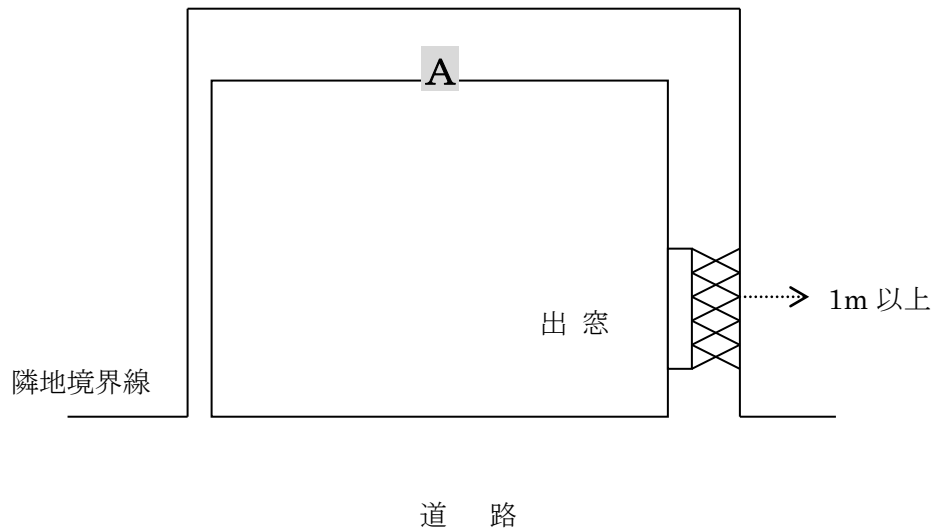
答7 ピロティーが床面積に算定される場合はAとする。

問8 下図のように階段室が開放されている場合、A・Bのどちらを有効開口部とすればよいか。
 (階段及び廊下とも有効幅員1 m以上あり。)



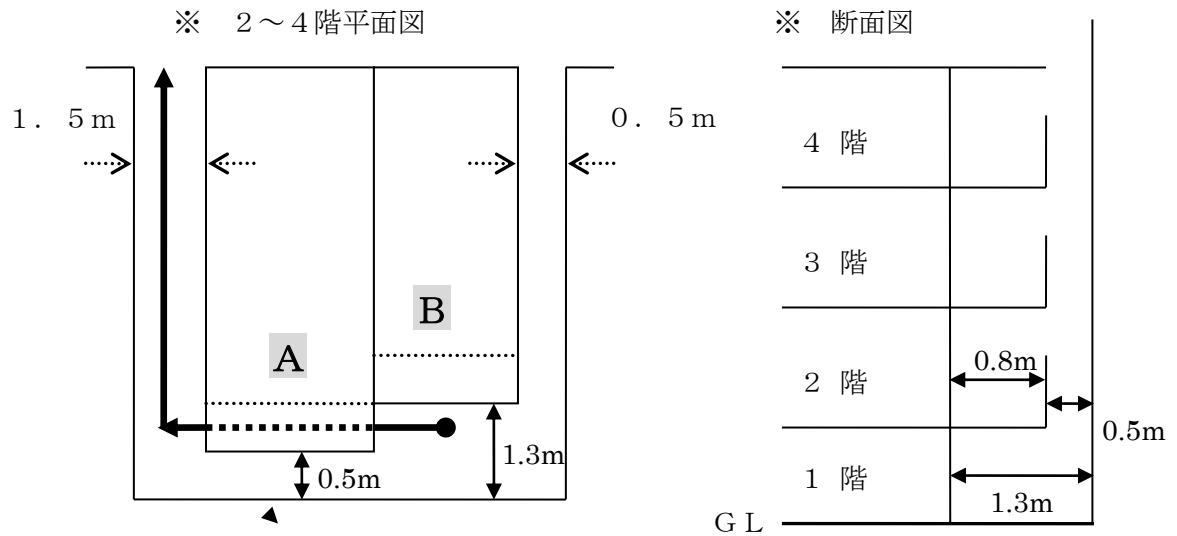
答8 廊下、階段が床面積に算入される場合はAとする。

問9 出窓等により通路の幅員が部分的に狭くなる場合、通路は有効とみなせるか。



答9 斜線部分の有効幅員が1 m以上あれば通路は有効とし、建物A側の開口部は算定しても可。

問10 下図のように1階にバルコニーがない場合、2～4階の開口部（A・B）は有効とみなせるか。（図は4階建ての場合）

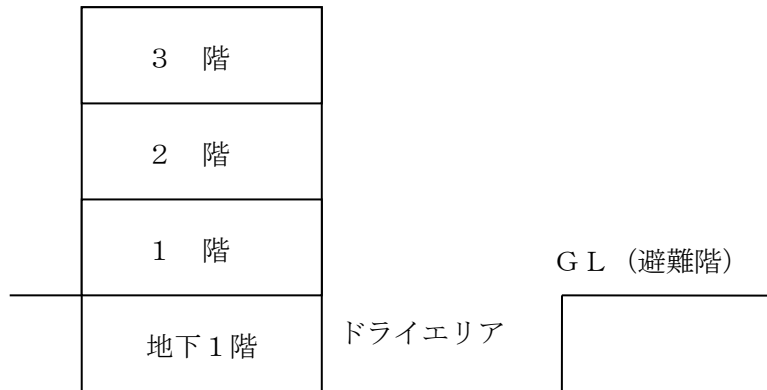


答10 通路として確保できる場合は、原則としてBのみ有効とする。

問11 引違い窓の外側に施錠された格子戸（内側からは開放可能）がある場合、有効開口部としてみなせるか。

答11 外部から容易に開放できる場合のみ有効とする。

問 1 2 下図のように地階にドライエリアがある場合、1階以上のドライエリアに面する開口部は有効とみなせるか。

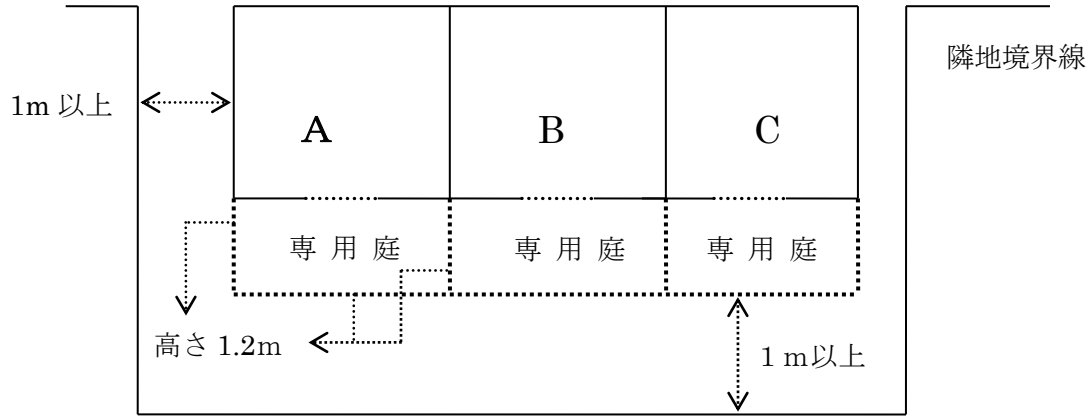


答 1 2 ドライエリアの有効幅員が1 m以上あり、かつ、階段・スロープ等がG L（避難階）部分の有効な通路に接続されている場合は、有効とする。

問 1 3 開口部（普通ガラス6 mm以下）の前面に簡易シャッターがある場合の取扱いについて。

答 1 3 簡易シャッターを容易に破壊できる場合は、当該開口部（普通ガラス6 mm以下）を有効とする。

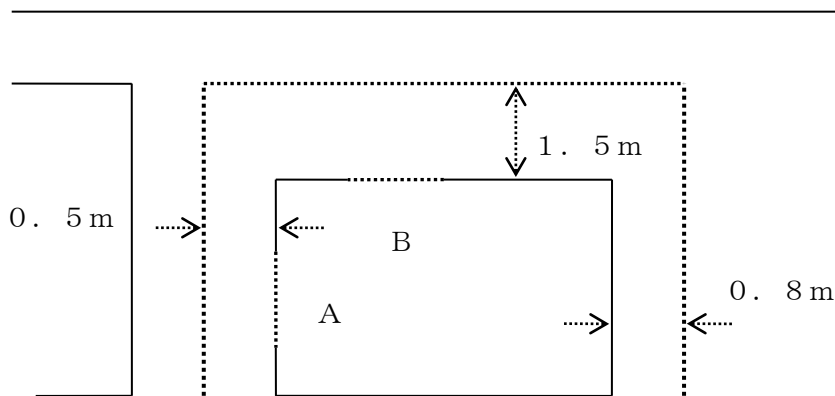
問14 下図のネットフェンス等（ 部分）で囲まれた専用庭に面する開口部（A～C）は有効とみなせるか。



答14 有効とする。

ただし、ネットフェンス等の高さが1.2mを超える場合は、有効としない。

問15 下図のように対象物がネットフェンス等（ 部分）で囲まれている場合、開口部（A・B）は有効とみなせるか。



答15 原則として、A・Bとも有効としない。

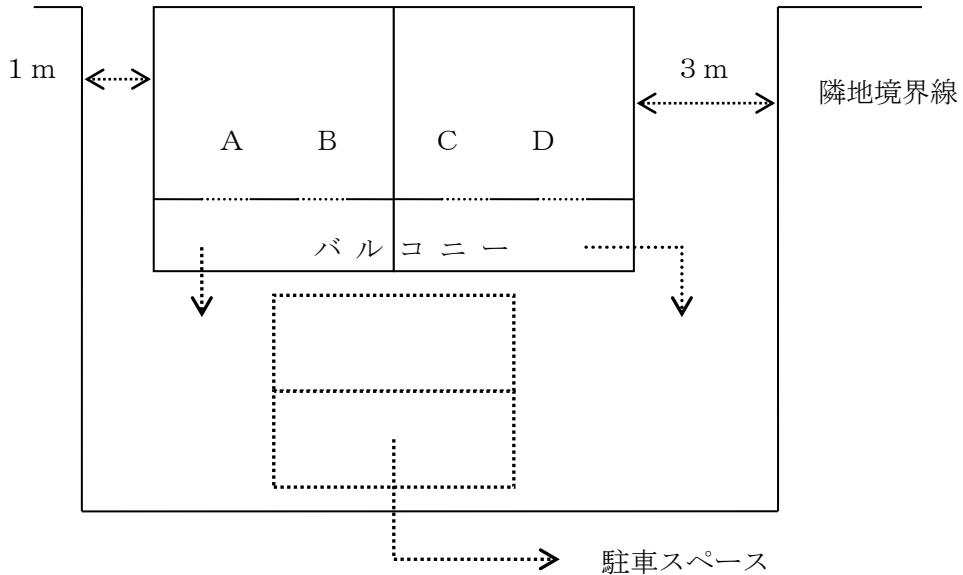
ただし、ネットフェンス等の高さが1.2m以下のものについては、状況により判断すること。

問16 開口部の前面にバルコニーがある場合の取扱いについて。

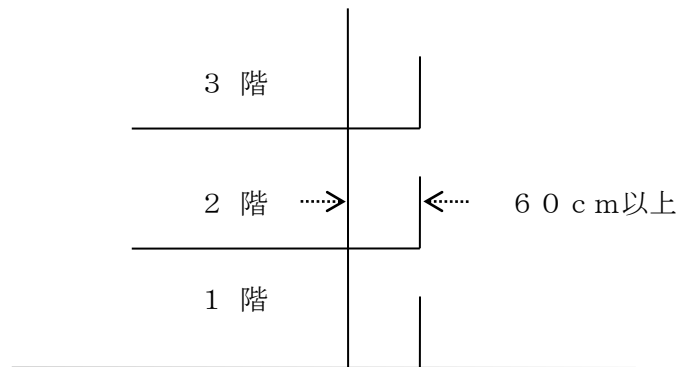
答16 別添図によるものとする。

(バルコニーの手すりから上の開放部分の高さが1 m以上の場合。)

図1 平面



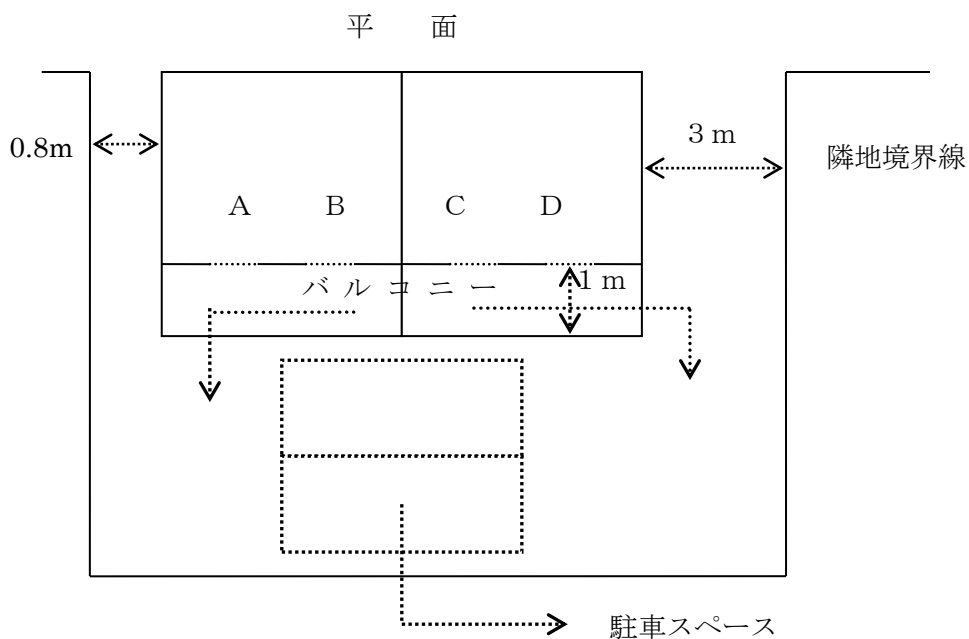
断面図



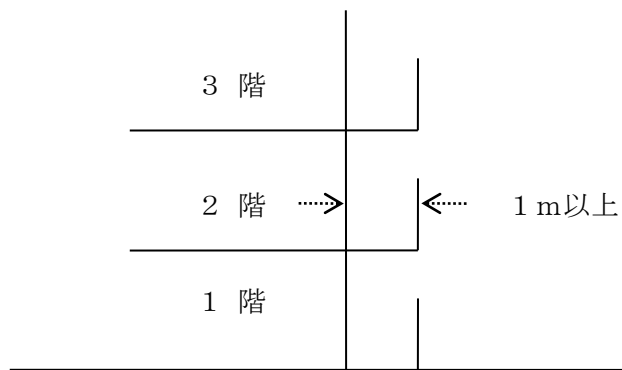
※ バルコニーの前面に1 m以上の空地等があり、かつ、バルコニーの有効幅員が60 cm以上あれば有効とする。

ただし、この場合、有効とするのは1 m以上の空地等の正面の開口部のみとする。
(図の場合A・Dのみ有効とする。)

図 2



断 面 図

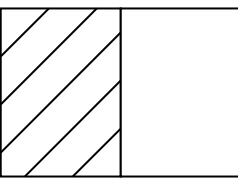
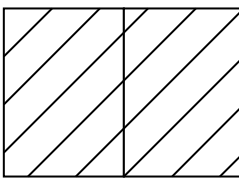
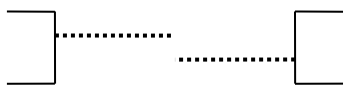
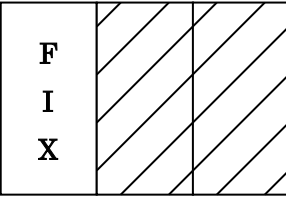
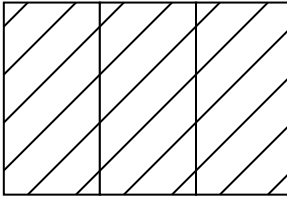
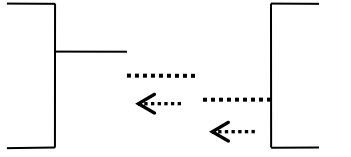
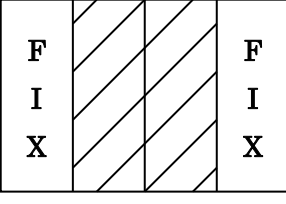

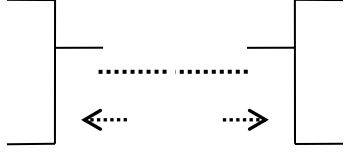
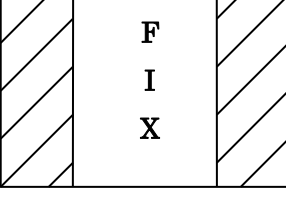
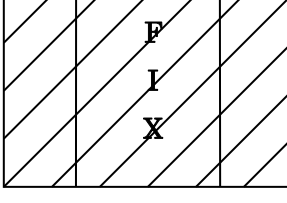
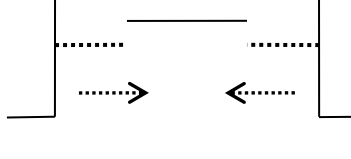


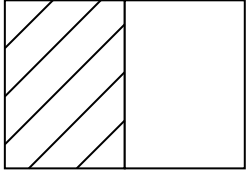
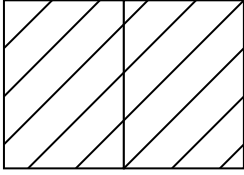
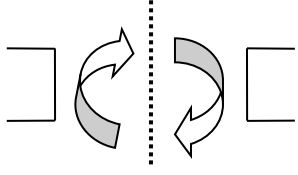
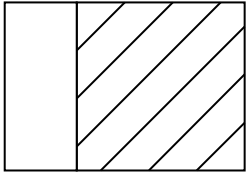
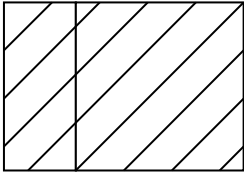
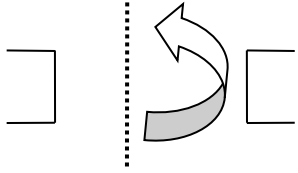
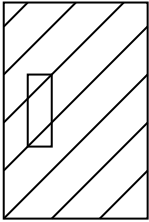
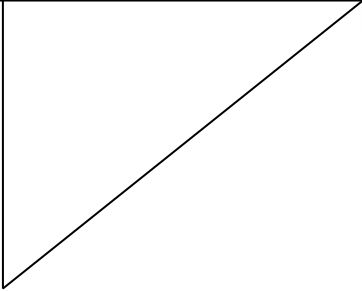
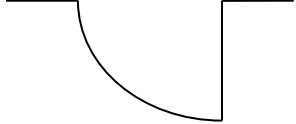
※ バルコニーの側面に 1 m 以上の空地等があり、かつ、バルコニーの有効幅員が 1 m 以上であれば隣戸のパーテーションまでの開口部を有効とする。(図の場合 C・D のみ有効となる。)

※ なお、図 1、図 2 ともバルコニーの手すりから上の開放部分の高さが 1 m 未満の場合は有効としない。

問 17 引き戸、開き戸等の取扱いについて。

答 17 下図の斜線部分を有効とする。

種 類	防火設備等 網入・線入・6mmをこえるもの	そ の 他 6mm以下の普通ガラス	平 面
			
			
			
			

開 き 戸			
	90度回転(クレセント付)	90度回転	
			
	90度回転(クレセント付)	90度回転	
			
			

※ 有効開口部の基本的な取扱いは、「昭和53年1月1日52吹消予第6101 (部内通知)」参照のこと。

問18 強化ガラス及び低放射ガラス(Low-E ガラス)の
取扱いについて。

答18 強化ガラスについては、5mm以下のものに限り「問17」の「その他」と同様の扱いとし、低放射ガラス(Low-E ガラス)については、基板(板ガラス等)の強度を変えるものではないと判断し、基板の種別により「問17」の「防火設備等」または「その他」と同様の扱いとする。

問 19 平成19年3月27日付け消防予第111号消防庁予防課長「合わせガラスに係る破壊試験ガイドラインの策定及び、無窓階判定等の運用上の留意事項について（通知）」第1の3の破壊試験を実施し、4の判定基準に適合したガラスについては、有効開口部として算定して良いか。

答 19 支障なし。

問 20 駐輪場における普通階判定の取扱いについて。

答 20 駐輪場に限り、長辺の一面が完全開放の場合、1大開口で普通階として規制して可とする。また、有効幅員1mは不問とする。

問 21 既存の学校における空地の取扱いについて。

答 21 既存の学校において、敷地内のグラウンドを空地とみなし、グラウンドまで有効幅員1m以上の避難経路を確保した場合は、有効とする。

問 22 水圧開放シャッターについて。

答 22 水圧開放シャッターの開放方法は、ホース接続(6.5A)によるものとする。水圧解錠は不可とするよう指導すること。

問 23 問17の有効開口部にフィルムを貼付したときの取扱いについて。

答 23 以下のとおりとすること。

はめ殺しの開口部

種別	厚み	開口部の有効面積	
		窓ガラス用フィルムA ^{※1}	窓ガラス用フィルムB ^{※2}
普通ガラス	6mm以下	全面部分	不可
強化ガラス (JIS R 3206)	5mm以下		

クレセント付きの開口部に用いるもの

種別	厚み	開口部の有効面積	
		窓ガラス用フィルムA ^{※1}	窓ガラス用フィルムB ^{※2}
普通ガラス	6mm以下		
強化ガラス (JIS R 3206)	5mm以下	全面部分	片面部分
網入り、線入りガラス	6.8mm以下	片面部分	片面部分
・合わせガラス(JIS R 3205)	次に掲げるもの(フィルムA及びフィルムBともに貼付不可) ・フロート板ガラス6mm以下+PVB(ホリビニルブチラール)30mil(膜厚0.76mm)以下+フロート板ガラス6mm以下の合わせガラス ・網入板ガラス6.8mm以下+PVB(ホリビニルブチラール)30mil(膜厚0.76mm)以下+フロート板ガラス5mm以下の合わせガラス 破壊作業のできる足場が設けられている場合にあっては次に掲げるもの(フィルムA及びフィルムBともに貼付不可) ・フロート板ガラス5mm以下+PVB(ホリビニルブチラール)60mil(膜厚1.52mm)以下+フロート板ガラス5mm以下の合わせガラス ・網入板ガラス6.8mm以下+PVB(ホリビニルブチラール)60mil(膜厚1.52mm)以下+フロート板ガラス6mm以下の合わせガラス ・フロート板ガラス3mm以下+PVB(ホリビニルブチラール)60mil(膜厚1.52mm)以下+フロート板ガラス4mm以下の合わせガラス	片面部分 (フィルムA及びフィルムBともに貼付不可)	

取扱い上の留意事項

- (1) 基材の厚さ $100\ \mu\text{m} = 10^{-4}\text{m} = 0.1\text{mm}$ であること。
- (2) 貼付した窓ガラス用フィルムは、内貼り用又は外貼り用は問わないが、貼付面は片面とすること。
- (3) 貼付した窓ガラス用フィルムについては、納品書、出荷証明書等の書類により、基材及び厚み等を確認すること。
- (4) 事前相談の際に、窓ガラス用フィルムの貼付に係る相談を受けたときは基材及び厚み等について指導するとともに、確認申請書又は消防用設備等特例適用・除外願出書に添付する図書内で明確にするように指導すること。

※1 「窓ガラス用フィルムA」とは、次のものをいう。

- (1) ポリエチレンテレフタート（以下「PET」という。）製窓ガラス用フィルム（JIS A 5759に規定するもの。以下同じ。）のうち、多積層（引裂強度を強くすることを目的とし数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムをいう。以下同じ。）以外で、基材の厚さが $100\ \mu\text{m}$ 以下のもの。
- (2) 塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが $400\ \mu\text{m}$ 以下のもの。

※2 「窓ガラス用フィルムB」とは、次のものをいう。

- (1) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが $100\ \mu\text{m}$ を超え $400\ \mu\text{m}$ 以下のもの。

- (2) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層で、基材の厚さが100 μ m以下のもの。

第19節 特例適用（令32条）

問1 冷蔵室（ -5°C ）、冷凍室（ $-25^{\circ}\text{C}\sim-45^{\circ}\text{C}$ ）部分における設備指導は、次のとおりでよいか。

1 設置場所

（1）冷蔵室、冷凍室部分

消火器、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常警報設備及び誘導灯は設置しない。

2 特例条件

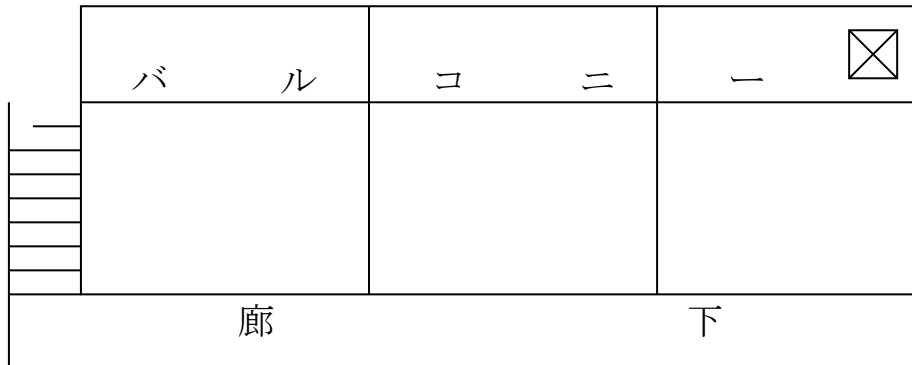
（1）当該部分の温度が自動管理できていること。

（2）可燃性物品等の収容量が極めて少ないこと。

答1 支障なし。

第20節 特定共同住宅等（総務省令40号）

問1 2方向避難とするための避難器具の設置位置は下図のとおりでよいか。

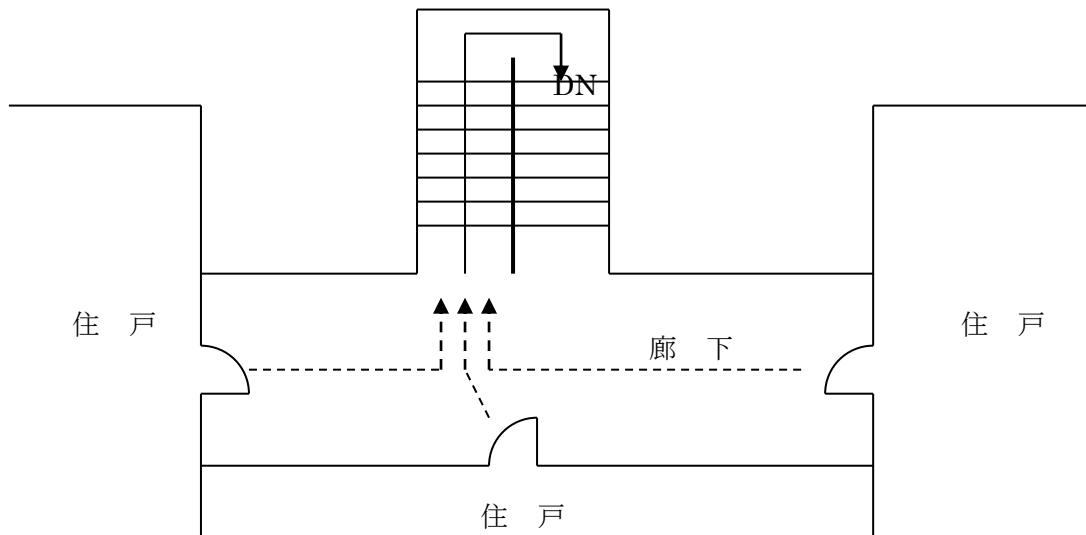


答1 支障なし。

問2 階段室型及び廊下型の判定について。

答2 下図を参考に判断すること。

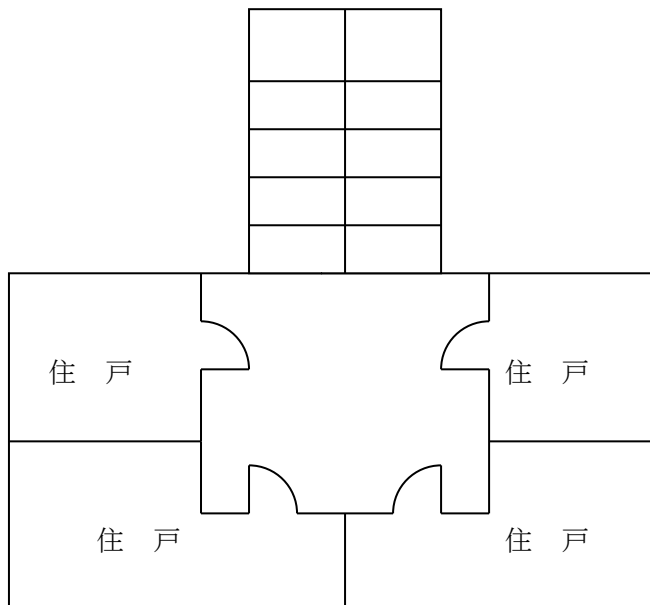
図1



※この場合、各住戸から階段への経路が専用使用（重複しない）となるので、「建築基準法及び同大阪府条例質疑応答集Q&A」の「たて穴区画の取扱い」に準じて階段室型とする。

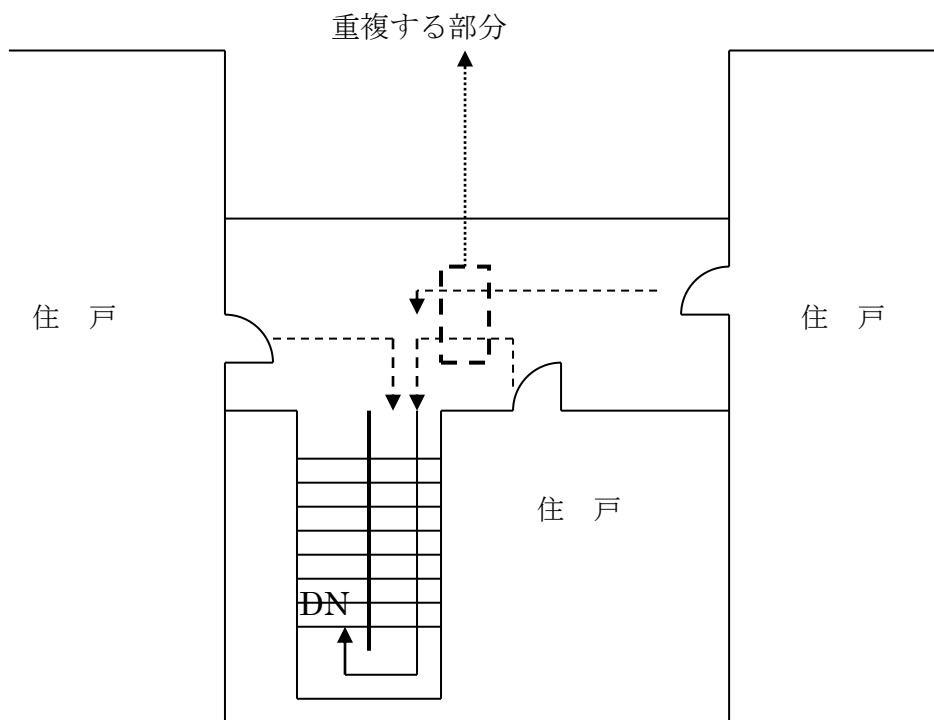
※参考 「たて穴区画の取扱い」(建築基準法及び同大阪府条例質疑応答集Q&A)

問 廊下、通路等を含む階段室のたて穴区画について、下図の場合はどうなるか



答 原則として階段と廊下等は区画を要するが、上図のように廊下等が小規模な場合は階段室と見なして各住戸で区画すればよい場合もある。

図2

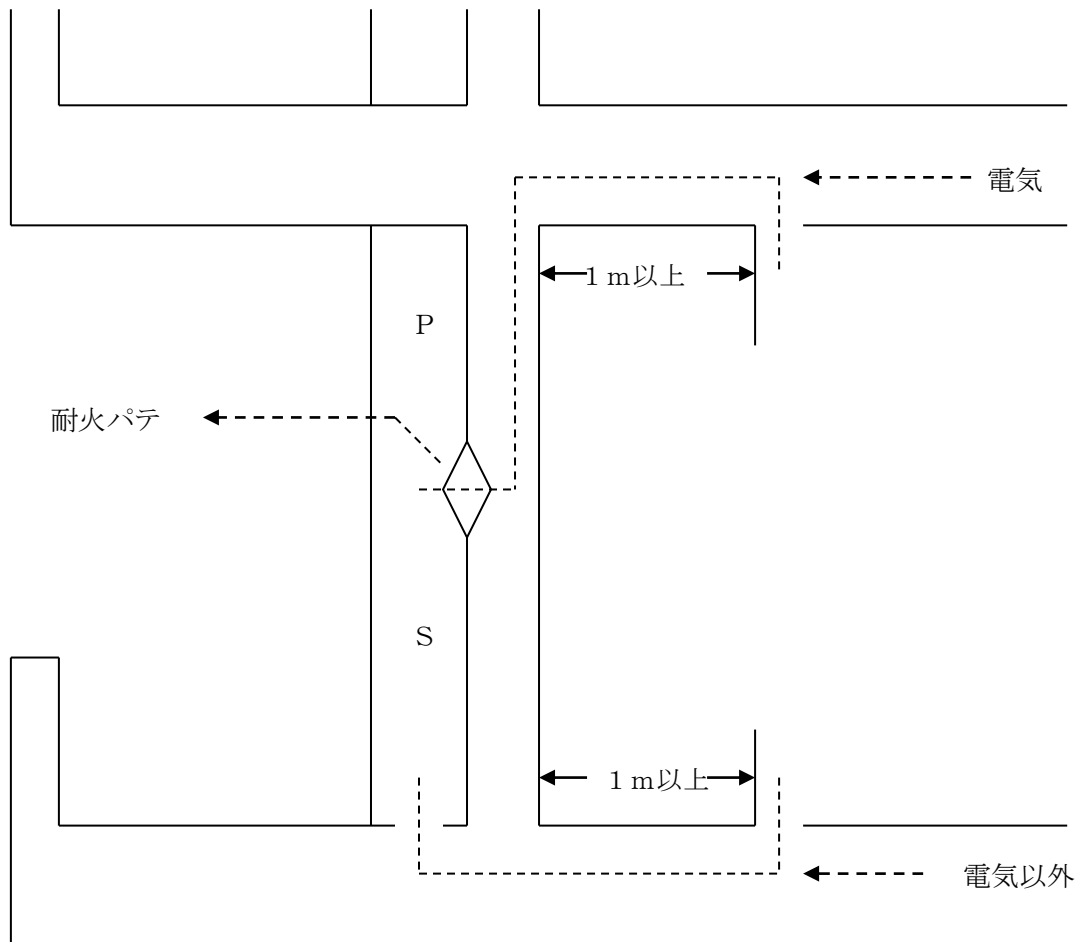


※ この場合、各住戸から階段への経路が専用とならない(重複する)ので、廊下型とする。

問3 令8区画・共住区画の配管の取扱いについて。

答3 原則として下記の通知によるが、区画（住戸内の壁等）の内面から有効1 m以上（水平方向）をスラブ内に打ち込む場合は、評定工法としなくてもよいものとする。

ただし打ち込み口が露出している電気配線については、P S・MB側のみ耐火パテで埋めること。

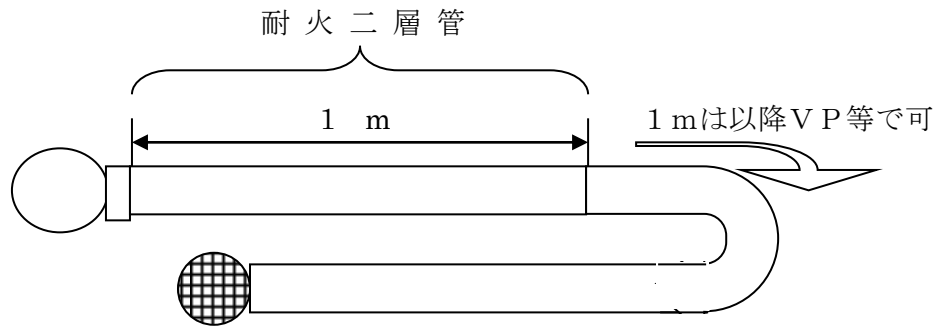


問4 地下の配管専用ピットは、共用部分になるか。

答4 原則として地中（地盤面）とし、ピット上部の床スラブは令8区画及び共住区画としない。

問5 耐火二層管の横引きが、貫通部から半径1 mの範囲を超えて戻ってくる場合についても、全て耐火二層管にする必要があるか。

答5 貫通部から半径1 mの範囲までは耐火二層管が必要であるが、半径1 mの範囲を超えて戻ってくる部分については不要とする。



問6 最上階の住戸等における雑排水管に接続する通気管が、耐火二層管の場合の取扱いについて。

答6 屋上等の外部へ貫通する場合及び区画内で止める場合とも、貫通部から有効1 mまでを耐火二層管とすればよいものとする。

問7 特定共同住宅等の共用部分の前面に機械式駐車場がある場合の開放性の取扱いについて。

答7 建築物に該当せず、外壁等がない場合は1 m以上の離隔があれば開放しているものとみなす。ただし、駐輪場等であっても建築物に該当している場合は、2 m以上の離隔が必要である。

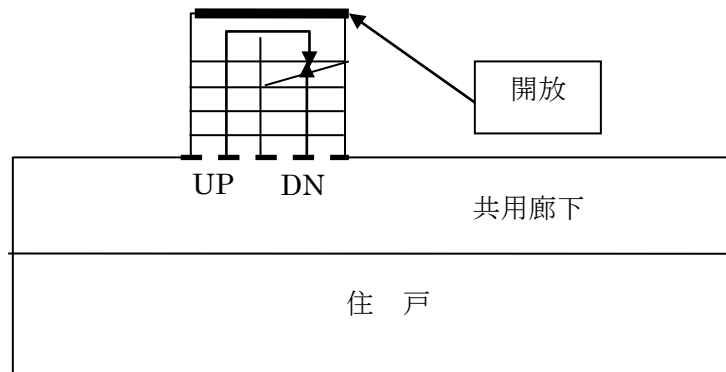
問8 構造類型告示（平成17年3月25日 消防庁告示第3号）第4、2（3）イに規定する「直接外気に開放されていないエントランス等」の判断基準は。

答8 壁、扉等により4面が閉鎖されているものとする。

問9 40号省令（開放型）の開放の取扱いについて。

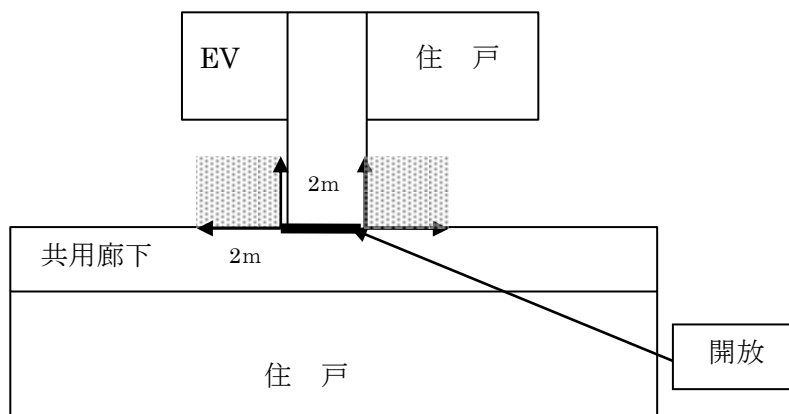
答9 (1)、(2)ともに下記の条件を満たしている場合は、開放として取扱ってさしつかえない。

(1)階段部分



太線部分が開放条件に適合している場合、点線部分も開放として取扱ってさしつかえない。ただし、共用廊下の腰壁以上の高さの部分を開放とすること。

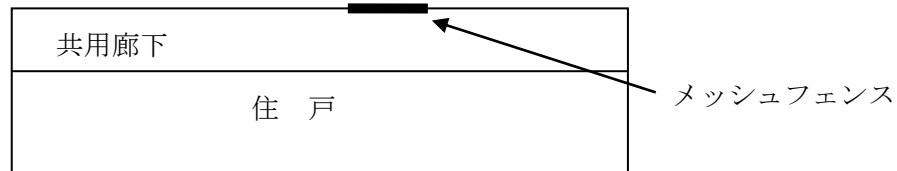
(2)T字型の共用廊下部分



共用廊下の接続部分から2m以内の範囲を開放条件に適合させた場合、接続部分を開放として取扱ってさしつかえない。ただし、共用廊下の腰壁以上の高さの部分を開放とすること。

問 1 0 40号省令(開放型)の共用廊下に開放性のあるメッシュフェンス等を設けた場合、当該部分の開放の取り扱いについて。

答 1 0 メッシュフェンス等の開放率を80%以上確保した場合、その部分を開放として取扱ってさしつかえない。



問 1 1 特定共同住宅等の一部を小規模社会福祉施設等として使用する場合の特定火災通報装置の取扱いについて。

答 1 1 住戸規制している部分は、設置を認める。

問 1 2 共同住宅用非常警報設備の代替として、一般自動火災報知設備を設置する場合の発信機の設置位置について。

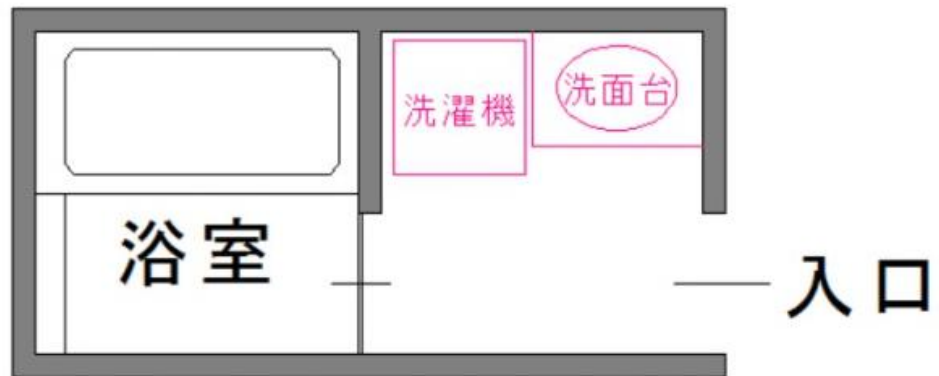
答 1 2 階段付近に歩行距離5m以内に設置すること。
その他の基準については、消防法施行令21条に適合させること。

問 1 3 開口部の測定方法について。

答 1 3 開口部の計測方法は、普通階判定と同様、建具自体で計測すること。ただし、開口部間の距離等の計測は、躯体から行うこと。

問 1 4 脱衣場における共同住宅用自動火災報知設備の感知器の設置について。

答 1 4 点線部分が 4 m²以上の場合は設置が必要



問 1 5 特定共同住宅等における開口部について。

答 1 5 4 m²以上のゴミ置場は住戸等として取扱うこと。ゴミ置場の扉を特定防火設備とし、常時閉鎖式または感知器連動とすれば、一の開口部の面積は 2 m²超で可とする。ただし、ゴミ置場の開口部の面積の合計は 8 m²以下とする。

問 1 6 次の (1) ~ (5) は、特定共同住宅等における住戸等に該当するか

- (1) 電気室 (制御盤が設けられており、人が内部に入って作業を行う EPS 等も含む。)
- (2) ゴミ置場
- (3) 受水槽室
- (4) ポンプ室
- (5) ※共用部分に設ける 4 m²未満の独立した 1 住戸の専用のトランクルーム以外のトランクルーム

答 1 6 該当する。

※なお、共用部分とは、以下の通りとする。(外気に開放されたバルコニーその他類するものは除く。)

- (1) 外気に開放された廊下、階段等
- (2) エントランスホール内に設ける室の形態を有さない談話スペース等
- (3) 共用部分に設けられたトイレ等
- (4) 配管ピット等

第21節 事務処理

問1 自主設置の届出書類は、技術上の基準に適合してはならないか。

答1 適合させ検査は実施するものとする。しかし、適合していなければ指導し、改善されない場合は、検査済証の項目には記載しないこと。

問2 増築・改修等に係る検査済証の記入方法について。

答2 下記の例によること。

例)「自動火災報知設備
(増築部分に限る)
以下余白」

問3 共同住宅用自火報等、非常放送及びパッケージ型消火設備等の検査済証への記載方法について。

答3 下記のとおりとする。

「共同住宅用スプリンクラー設備」

「共同住宅用自動火災報知設備」

「住戸用自動火災報知設備」

「共同住宅用非常警報設備」

「非常警報設備 放送設備」

「パッケージ型消火設備」

「ガス系消火設備 (イナージェン)」等

※ なお、パッケージ型消火設備及び新ガス系消火設備は、検査済証の項目に入れるものとする。

問4 収容人員の算定について

答4 規則1条の3の規定によるほか、次によること。

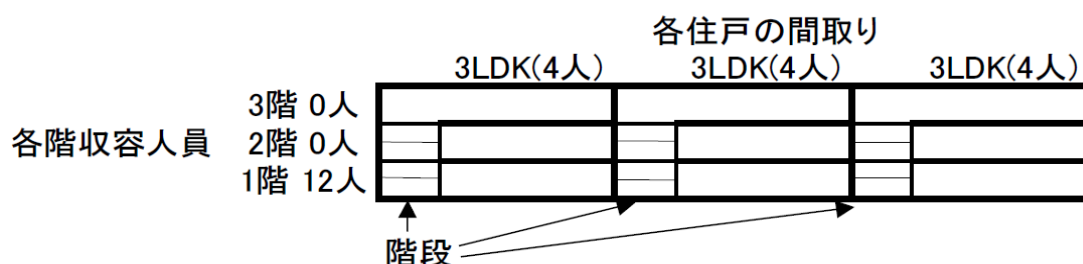
- (1) 算定人員の計算において、1未満の端数は、旅館等(令別表第1(5)項イ)で和室の宿泊室の場合を除き、切捨て算定するもの。ただし、除して得た数が1未満の場合は1とする。
- (2) 新築共同住宅については、下記のとおりとする。(平成24年度第1回予防部会)
単身者向け住戸 → 1K・1DK・1LDK：1人
ファミリータイプ → 2K・2DK・2LDK：3人
上記以外 → 3LDK・4LDK等：4人

問5 メゾネット式の共同住宅の収容人員の算定について。

答5 建物全体の収容人員の算定は問4によること。

共用廊下等に面する主たる出入口の存する階に全居住者を算入すること。

(例) 3階建てのメゾネット式で1階に主たる出入口の存する場合は、合計の収容人員が1階の収容人員となり、2階及び3階の収容人員は0人となる。



問6 耐圧点検の必要のある消火器を、耐圧点検せずに全数更新した場合は、点検報告書にその旨を記載すれば、設置届は省略しても良いか。

答6 省略可とする。

問7 次のいずれかに該当する場合は、点検報告書に記載することで設置届は省略として良いか

ア) 点検時に感知器の感度不良、変形があったため取替えた場合。

イ) 点検時に不作動であった感知器のヘッド、ベース共に取替えた場合。

ウ) 点検時に空調の吹出口に接近して設置している感知器を移設した場合。

答7 省略可とする。

問8 R型受信機のソフトのみを変更した場合、設置届は必要か。

答8 不要とする。

問9 製造中止となった誘導灯を取替える場合、原則設計届が必要であるが、既設のものと同等の種類、機能、性能を有するものに交換する場合は設置届で良いか。

答9 設置届で可。

問 1 0 特定共同住宅等の住戸に設置しているG P 3 級受信機、感知器、戸外表示機及び補助音響等の取替えは、既設のものと同機能又は同等であれば設置届けで良いか。

答 1 0 設置届で可。

問 1 1 駅舎の面積及び階算定の取扱いについて。

答 1 1 消防用設備等の設置に係る床面積及び延べ面積の算定は、それぞれ建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定によるほか、下記の事項を含め取扱うこと。

- ・プラットホーム及びコンコースで屋根を有し、かつ、床としての形態を有している部分はすべて算入すること。
 - ・軌道部分については、屋根が設けられている場合であっても算入しない。
- 階算定については、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 8 号の規定によること。

問 1 2 総合操作盤の届出について。

答 1 2 着工届として書類を届出ること。

第22節 その他

問1 規則第12条第1項第8号ハに記載の「消防長又は消防署長が火災予防上必要があると認めて指定するもの」とは、どのような防火対象物か。

答1 規則第12条第1項第8号ハに記載の「消防長又は消防署長が火災予防上必要があると認めて指定するもの」とは、同号ハ（イ）、（ロ）又は（ハ）に掲げる防火対象物のうち、次に掲げる防火対象物以外の防火対象物とする。

- (1) 共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例を適用している共同住宅等又は特定共同住宅等
- (2) 防火対象物の利用、管理等の状況から消防用設備等の特例が適用され、集中監視すべき消防用設備等が設置されていない防火対象物
- (3) 防災センター等において、各消防用設備等の作動状況等を確認することができる防火対象物

※「令和3年7月1日 3消総第758号（部内通知）」参照

問2 防火対象物のテナントが撤退し、空きテナントになった場合の取扱いについて。

答2 原則、空テナントを15項として設備規制を行うが、既設の設備が任意設置となる場合についても、既設の設備を継続して設置、維持管理するよう指導すること。（後に入居するテナント又はテナントの変更によっては、再度義務設置になる可能性があるため）

また、撤退したテナント部分の設備の撤去する場合は、「スケルトン状態の防火対象物に係る消防法令の運用について（平成12年消防予第74号）」により、必要な措置を講じ、「消防用設備等特例適用願出書」を提出させること。

なお、スケルトン部分は無用途とし、延べ面積から除いた面積を規制面積とする。

- 例) 区画内からの電気配線の撤去
区画内からのガス配管の撤去
区画内の物品の撤去
区画内への立ち入り制限（施錠等）

附 則

(運用期日)

1 平成24年5月1日

(経過措置)

2 この質疑応答集の改正による指導は、平成24年5月1日から運用を開始しますが、平成24年5月1日において現に存する防火対象物又は新築、改築等工事中の防火対象物についての指導は、従前のとおりとします

附 則

(運用期日)

1 平成25年5月1日

(経過措置)

2 この質疑応答集の改正による指導は、平成25年5月1日から運用を開始しますが、平成25年5月1日において現に存する防火対象物又は新築、改築等工事中の防火対象物についての指導は、従前のとおりとします。

附 則

(運用期日)

1 平成26年4月1日

(経過措置)

2 この質疑応答集の改正による指導は、平成26年4月1日から運用を開始しますが、平成26年4月1日において現に存する防火対象物又は新築、改築等工事中の防火対象物についての指導は、従前のとおりとします。

附 則

(運用期日)

1 平成27年4月1日

(経過措置)

2 この質疑応答集の改正による指導は、平成27年4月1日から運用を開始しますが、平成27年4月1日において現に存する防火対象物又は新築、改築等工事中の防火対象物についての指導は、従前のとおりとします。

附 則

(運用期日)

1 平成28年4月1日

(経過措置)

2 この質疑応答集の改正による指導は、平成28年4月1日から運用を開始しますが、平成28年4月1日において現に存する防火対象物又は新築、改築等工事中の防火対象物についての指導は、従前のとおりとします。

附 則

(運用期日)

1 令和元年5月27日

(経過措置)

2 この質疑応答集の改正による指導は、令和元年5月27日から運用を開始しますが、令和元年5月27日において現に存する防火対象物又は新築、改築等工事中の防火対象物についての指導は、従前のとおりとします。

附 則

(運用期日)

1 令和元年11月11日

(経過措置)

2 この質疑応答集の改正による指導は、令和元年11月11日から運用を開始しますが、令和元年11月11日において現に存する防火対象物又は新築、改築等工事中の防火対象物についての指導は、従前のとおりとします。

附 則

(運用期日)

1 令和2年2月24日

(経過措置)

2 この質疑応答集の改正による指導は、令和2年2月24日から運用を開始しますが、令和2年2月24日において現に存する防火対象物又は新築、改築等工事中の防火対象物についての指導は、従前のとおりとします。

附 則

(運用期日)

1 令和4年3月25日

(経過措置)

2 この質疑応答集の改正による指導は、令和4年3月25日から運用を開始しますが、令和4年3月25日において現に存する防火対象物又は新築、改築等工事中の防火対象物についての指導は、従前のとおりとします。

附 則

(運用期日)

1 令和4年9月1日

(経過措置)

2 この質疑応答集の改正による指導は、令和4年9月1日から運用を開始しますが、令和4年9月1日において現に存する防火対象物又は新築、改築等工事中の防火対象物についての指導は、従前のとおりとします。

附 則

(運用期日)

1 令和5年4月1日

(経過措置)

2 この質疑応答集の改正による指導は、令和5年4月1日から運用を開始しますが、令和5年4月1日において現に存する防火対象物又は新築、改築等工事中の防火対象物についての指導は、従前のおりとします。

附 則

(運用期日)

1 令和6年4月1日

(経過措置)

2 この質疑応答集の改正による指導は、令和6年4月1日から運用を開始しますが、令和6年4月1日において現に存する防火対象物又は新築、改築等工事中の防火対象物についての指導は、従前のおりとします。